

％、その反面、大企業に対しては収益に応じた果進税率を適用するため、一定期間三カ年程度の経過措置を前提として超過利潤税を採用するなど、所要の改正をしようと思ふのであります。

このほか、交際費については、損金不算入の割合を現行のほぼ二倍程度に引き上げ、広告費の損金不算入を制度化し、業種別、規模別の実態を考慮しながら、現行の広告費の二〇％程度を否認し、租税特別措置法における利子配当分離課税など、大企業偏りの特別措置を大胆に改廃することにより税負担の公平を実現することは、行き過ぎた大企業への恩恵を抑制し、かつ、自覚ある企業の体質改善とゆがめられた税制改革のための緊急措置であります。また、この措置をとることにより、過剰生産によつてもたらされた経済不況のもとで最終消費需要を拡大する四千億減税の実現をはかることができると思ふのであります。

以上、少しばかり時間をさきまして、私ども日本社会党の昭和四十一年度税制改正の構想と、その基本態度を明らかにいたしました。政府提案の税制改正は、この国民待望の税制改正構想に対して相反するばかりか、保守党政府の経済政策の破綻の責任と自覚の欠如から安易な大型公債発行をはかり、その中で、なお大企業の利潤確保をねらう税制改正であつて、事実上の不況打開策に逆行し、税の不均衡を一そう拡大するものであります。これが私どもの容認できない最大の理由であります。

日本社会党の減税政策は、すでに述べましたように、国税、地方税を通じて初年度四千億円の画期的な大減税であります。これに対し、政府提案の減税規模は三千六十九億円、その内容においても多くの矛盾と誤りが充満しております。政府はこれを史上最大の減税と述べてまいりましたが、第一に、昭和四十一年度の国税収入見積もりは三兆四千六百七十七億円、昭和四十年度補正後の三兆二百八十七億円に比べて、実質的に三千七百八十億円の増収となっております。第二に、昭和三十三年池田蔵相時代の一千億減税が一兆円予算であつた

ことと比べますと、財政規模が四兆三千億円をこえることしの減税は実質的にも戦後最大の減税とは言えません。第三に、所得税の減税は平年度千五百五十五億円、初年度、つまり昭和四十一年においては千二百八十九億円でありまして、これでは不況と物価高の両面から圧迫を受ける勤労者、中小企業者にとつて高騰する物価調整の役割りさえ果たしておられないものであります。すなわち、政府提案の所得税の課税最低限は、標準家族において、四十一年では年収六十一万円余りで、これまでより五万円程度の引き上げとなつておりますが、物価上昇は、昭和四十年度八％、昭和四十一年度には一〇％程度の値上がりが見込まれておりますので、課税最低限は実質的に低下し、最低生活にまで食い込んで課税される現実は一向に解消されません。戦前の昭和九年ないし十一年当時平均国民所得に対する課税最低限の割合が一九・一％、つまり、平均国民所得の二倍程度以上の層が納税者であつた時代まで改善されないにしても、総理府統計の人口五万以上の都市の標準世帯平均生計費が八十万円になつておるのでありますから、社会党の減税案のように、せめて年間八十万円までは課税しないというのが当然であると思ふのであります。

委員会の審議においても、マーケットバスケット方式による食料費を基準にして推計した生計費と課税最低限との比較表を中心に、大蔵省の献立、昭和四十一年度税制改正の基礎となつた生計費を批判してまいりましたが、成人男子一人当たり二千五百カロリ、一日平均百八十六円八十七銭で食する、これ以上には税金を取るといふのは、佐藤内閣の人間尊重の政治が一体いかなるものであるかを立証しておるではございませんか。いわゆる、昭和四十一年三千六十九億円の減税で、同じ年に米代の値上げで六百億円、国鉄運賃の値上げで千六百五十億円、私鉄運賃三百億円、郵便料金の値上がりで二百九十億円、これに健康保険の標準報酬の値上がり、料率の改定など、国民のふところから総計三千数百億円を吸い上げて、

どうして提案理由に列記した国民生活の安定と有効需要の拡大をはかることができるのでありましょうか。物価調整さえできない減税、人間尊重の政治とはいえない税制、まして、ゆとりのある家庭の実現など見えない飾りだけの減税案は、私どもの反対する第二の理由であります。

これに加えて、私は、政府の税制改正が史上最大の減税というより非情最低の減税と言いたいのは、所得税における最低税率を八％より八・五％に引き上げたこととあります。政府は、今回の減税を中小所得者の負担軽減に重点を置いたと述べながら、この最低税率の引き上げによつて税額百億円に近いものを低所得層からそれぞれ奪つたこととはどうしても納得できません。諸賢も御承知のように、政府は、税率緩和のために、初年度四百四十六億円、平年度五百三十三億円を振り向け、課税所得三百萬円の階層まで負担軽減をはかりました。しかし、課税所得三百萬円といえども、月に税込み三十万円程度の所得ある階層でありまして、四十年度の税制調査会の資料によれば、この階層、すなわち、所得二百萬円から五百萬円の所得者の四一・七％は配当所得者であります。

昨年十月の大蔵省の税調提出資料では、課税所得四百萬円以上の所得税納税者は約九万八千人で、いまかりにこの十万人程度の減税額を大ざっぱに計算いたしますと、百十億円見当になるのであります。納税者数でいえば〇・六％程度のこの階層、しかも、分離課税や配当課税の特典を十分享受できる高所得層に相当の減税が行き渡り、低所得層からは最低税率を引き上げて税額百億円を調整するといふのは、思いやりのない政治の標本のようなもので、政府構想によるゆとりある家庭の実現とは、明らかに、少数の高所得者に対する措置にすぎないのであります。このため、わが国の納税人員は、昭和四十一年度においても二千万人をこえ、昭和四十年度の課税階層別納税人員と納税額調べによれば、課税所得十萬円の者が七百七十六万三千五百人、十萬円から二十萬円の

者が五百八十三万二千三百人、二十萬円から五十萬円の者が三百八十九万七千人、五十萬円から八十萬円の者が九十三万八千二百人と、百万円以下の課税所得層は納税人員の九〇％をこえて、文字どおり大衆重課の状況に置かれ、試験地獄、就職難を突破して職場についた高校卒業の青少年からさえ、就職してすぐその七二％は税金を取るといふ、諸外国で例のない実態が続いておるのであります。すなわち、政府の減税構想は、低所得層に対して納税を強制し、高所得層にゆとりのある家庭を与えるという生活の格差と、大衆重課の税体系と不均衡を拡大するもので、反対の第三の理由であります。

このような批判とともに、私どもが重視しておるのは、政府の減税政策に、露骨な大企業救済の企業減税がふくまれておることとあります。昭和四十一年度の税制改正が、本格的な公債発行という財政の転換期における減税として新しい条件下にあること、また、租税政策が財政の一環として積極的に経済政策的意図を加えていることに画期的な特徴があると思ひますけれども、何といつても、佐藤内閣の税制が、蓄積ある企業、企業の体質改善という名において企業減税重視に傾き、法人の留保所得に対する軽減税率の引き下げをはじめ、建物の耐用年数の短縮など、合計一千七十七億円を集中して、まさしく企業にだけは確実な減税となつております。この結果、国税における所得税減税と企業減税の割合は、昨年約三対一であつたのが、こゝしは七対五となり、これに租税特別措置による大企業の恩恵を加えると、負担の公平という税制の基本的な原則は著しく後退し、所得税の減税を優先せよという国民の期待は全く裏切られてしまひました。これは昭和三十三年十二月、税制調査会が三年間にわたり慎重審議したわが国税制の基本的なあり方に関する答申に重大な変貌を与え、財界や政府与党内の企業減税圧力に押しまぐられて、長期税制答申は行くえの知れない御都合主義にまぐりゃうんされておるのであります。私ども日本社会党は、これを政府ならびに

大蔵大臣の釈明のように、所得の源泉である企業を助けることが、今日の不況をすみやかに打開する当然の考え方と受け取るわけにはまいりません。過剰生産を中心とする今日の不況を打開するには、物価抑制と並んで、減税政策においても、直接需要拡大につながる勤労所得税、住民税の減税に重点を置いて、下からの需要を高めなければならぬのであります。それを、いたずらに企業減税の拡大をはかりまして、大企業の利潤確保に血税を与えるだけで、一般においては内部留保と借入れ金の返済に充てられるだけで、有効需要の拡大には遺憾ながらつながらないと思ふのであります。私は、好況期においては、放漫な資金の借入れ、無計画な設備投資で多大な利潤の追求をはかり、さて、不況になると、体質の改善、蓄積ある企業を口実にして、企業減税を要求する財界、大企業の態度には痛憤を覚えるものであります。真に企業の体質改善をはかるには、何でも政府におんぶして、経営悪化の改善を税制による根性を立て直すことが肝要と思ふのであります。この意味でも、社会党案のように、年間五千三百億円をこえる交際費の乱費、三千五百億円をこえる広告費に対して、これを抑制する企業努力を求め、損金不算入の割合を高める税制上の措置をとるよう要求したいと思ふます。いづれにしても、政府の企業減税重視は、長期税制答申を無視して税負担の公平を破り、税制の経済的効果を乱用するもので、断じて賛成することができません。

なお、相続税法の改正案につきましては、基礎控除の引き上げ、税率の緩和など、平年度百五十億円の減税となっておりますが、高所得者に対する所得税の減税、配当課税率引き上げの見送りなどともに、資産階層に対する手厚い配慮は、低所得層に対する課税現状と比較するとき、その政治感覚に疑問を抱かざるを得ません。これ、反対の理由であります。

以上、私は日本社会党の反対理由を明らかにいたしました。委員会における審議の段階において、それぞれ各委員から要望されました諸点につきましては、政府においても十分今後の検討を加え、これに対して、これを国民の声と受け取って、善処し、改善することを心から要望いたします。私の反対討論を終わりたいと思ひます。

〇三池委員長 竹本孫一君。私は、民主党を代表して、ただいま議題となりました税法関係三法案につきまして、所得税及び法人税の改正法案には反対、また、相続税改正案につきましては賛成の討論を行なわんとするものであります。

所得税、法人税二法案に反対する理由は、第一に、中小所得者を中心とする所得税負担の大幅軽減をはかるということは、その大衆購買力を造成して、不況を克服する上からも、また、大衆の負担を軽減して社会福祉の増進をはかる上からも、きわめて適切妥当な手段でありまして、政府もしきりにその軽減を強調されておられますが、事實は、百万円から三百萬円の所得層の負担軽減に力が入り、百万円以下の所得層については物価の値上がり——今年度三千数百億円といわれておりますが、その犠牲負担のほうがより大きいことを指摘したいのであります。わが国所得税の納税者の九〇％以上は年百万円以下の所得でありまして、その納税者の人数について見ても、昭和二十八年から三十四年ころまでは一千万人もしくは一千万人程度にとどまっていたのであります。それが三十九年以降、御承知のごとく二千万人を突破するに至り、今回のいわゆる大幅減税でもその数は特に減っていないのであります。これは高度成長によつて国民の所得はふえ、納税者が増加したというよりも、物価のおそるべき高騰によつて、いままで税を納めなかつた大衆所得層までが納税者となった、すなわち、物価上昇とともに、いよいよわが国財政の大衆課税がより広範に、より苛烈になつてきたと解すべきであります。課税最低限を六十三萬圓にしたことも、大衆の要望とは大きく離れておるのであります。特に、今回の所得税法改正では、これまで八％であつた十萬圓

以下のものについては、これが八・五％へと、〇・五％の引き上げが行なわれたり、また、新規高卒の者にまで課税が及んでいるという事実とともに、社会開発を強調される佐藤内閣の指導理念の不徹底をはなはだ遺憾に存する次第であります。

第二に、個人事業者の体質を強化するために専従者控除を大幅に引き上げた御努力には、一応の敬意を払いますが、青色申告は一律二十四萬圓に引き上げられましたが、いまだ完全給与制の要望には遠く及ばないことも事実であります。いわんや、白色専従者が十二萬圓から十五萬圓に引き上げられましたが、なお白色との間に九萬圓もの差をつけたということは、何としてもわれわれの了解し得るところであります。大蔵当局の御説明にもかかわらず、われわれは青色と白色との間に差を設けること自体に反対であり、特に、中小零細企業が不況のしわ寄せで最も苦しんでおる今日この際、その差を一そう拡大しなければならぬという積極的理由は全然存しないことを強く主張するものであります。

第三に、中小法人に対する税負担の軽減をはかり、内部留保の充実、経済基盤の安定に資するといわれておりますけれども、たとえば、企業組合についてみましても、これに対する不当な差別的取り扱いは一向に改められる様子もなく、これらの零細企業には減税の恩恵効果がほとんど及んでいないのが実情であります。

第四に、今回の減税は、国税において平年度約三千六十九億圓、初年度二千五百八十八億圓で、戦後最大の大幅減税であり、仁徳天皇以来の大善政なりと政府は自画自賛しておられますけれども、物価の上昇傾向は依然として収束せず、インフレーションの気配は刻々に顕在化しつつあるのであります。思うに、今回の改正案のようなばり策ではすでに限界にきているのでありまして、たとえば、法人擬制説の考え方を改めて、法人実在説の考え方に基づく法人税制に改編する等の抜本的な対策を検討することが必要であらうと思ふのであります。

最後に、相続税の改正法案につきましては、課税最低限の引き上げ、相続税及び贈与税の税率の緩和及び夫婦間における財産の形成、相続の実情等に顧みまして、配偶者控除の制度を新設する等の措置が講ぜられておりますが、これらの措置は、現在の実情に照らしておおむね妥当なものと認めて、賛成をいたします。

以上、簡単にございますが、私の討論を終わります。

〇三池委員長 これにて討論は終局いたしました。引き続き採決に入ります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇三池委員長 起立多数。よつて、両案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇三池委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

〇三池委員長 ただいま可決いたしました各案中、所得税法の一部を改正する法律案に対しまして、堀昌雄君外三十八名より、三党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、この際、提出者より趣旨の説明を求めます。堀昌雄君。

〇堀昌雄 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表いたしまして、ただいま提案をされました所得税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の提案の理由を申し上げます。

最初に案文を朗読いたします。

所得税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、今後も引続き減税につとめると共に、最近の経済事情の推移を考慮して、各税にわたる減税殊に所得税の減税（課税最低限の引上げ、税率の緩和、退職所得等の控除の引上げ）に對し、積極的に努力すべきである。以上であります。

最近、諸物価の高騰その他経済事情は、働く一般の国民に対しては大きな負担を与えておるわけでありまして、これに對しまして、政府も、今回所得税の減税等について財源不如意の中で努力をされておるのでありますけれども、なおかつ、日本の所得税につきましては、その負担がきわめて重く、勤労者の生活を大きく圧迫しておることを否定することはできません。私もはこの点にかんがみ、今後も引き続き政府は減税につとめるとともに、ことに、所得税の減税に留意をし、課税最低限の引き上げ、税率の緩和、及び長年勤務をいたしまして、その結果、給与のあと払い的な性格を持つ退職金に對しても、なお大幅な課税が行なわれておる点に留意をし、少なくとも、昭和四十二年度の税制改正に際しては、これら所得税の減税、課税最低限の引き上げ、税率の緩和、退職所得等の控除の引き上げに對して一段と積極的な努力すべきものと考え次第であります。

以上が、この附帯決議の提案の理由でございます。皆さんの御賛同を得たいと思ひます。

○三池委員長 これにて趣旨の説明は終わります。おはかりいたします。

堀昌雄君外三十八名提出の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、堀昌雄君外三十八名提出の動議のごとく、所得税法の一部を改正する法律案に對し、三党共同提案

による附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に對し、政府より発言を求めておられますので、これを許します。福田大蔵大臣。

○福田(起)國務大臣 ただいま附帯決議をいただきましたが、この附帯決議に對しましては、御趣旨の線に沿って努力をいたします。

○三池委員長 ただいま議決いたしました各法律案に對する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長 関稅定率法の一部を改正する法律案、関稅暫定措置法の一部を改正する法律案、関稅法等の一部を改正する法律案及び関稅法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括議題といたします。質疑の通告がありますので、これを許します。武蔵山治君。

○武蔵委員 関稅関係の四法案に對しまして前回質疑に入つたわけでありましたが、途中で切れたので、きょうはひとつ法案の具体的中身についてお尋ねしてみたいと思ひます。

最初に、暫定措置法の問題について、今回上程されておる条文の内容についてお尋ねをしたいと思ひます。

第一は、重要機械類の免税の期限延長であります。が、現下の日本の経済状態は、かなり合理化も進み、近代化が行なわれて、設備投資は、どちらかといへば過剰になつてゐる。これをもうこの辺で抑制をしていくという経済情勢にあると思うのであります。ところが、今回の改正によると、重要機械類の免税をさらに一カ年間延長するといふのであります。その積極的な理由、状況、そういう

ものをまずひとつ明らかにしてお示しを願ひたいと思ひます。

○谷川政府委員 重要機械類の免税の措置をさらに一年間延長することにつきましては、いろいろな事情がございますが、特に、今日の日本の現状からいいますと、自由化が着々と進んでおるわけでございますが、産業界におきましては、いまだお国産の機械では間に合わない高度の技術が必要とする面が相当ございまして、なお一年間は、国産不可能な重要機械類の輸入につきまして、免税の措置を必要とすると考えておるわけでございます。

○武蔵委員 免税を必要とするという包括的な答弁であります。また合理化が進んでおらぬ、近代化のために免税をしなければならぬその品目は、一体どんなものがあるのかでございますか。

○谷川政府委員 免税を必要とする重要機械類の範囲は、なお相当広範囲でございます。たとえば、製鉄業の重要機械類あるいは原子力発電用の重要機械類、船舶関係の機械類、その他相当多数あるのでございます。炭鉱関係の機械等につきましても、炭鉱の近代化を必要といたしますので、なお外国から近代的な機械を輸入する必要があるわけでございます。

○武蔵委員 そういたしますと、三十九年度の免税額が六十億圓、三十八年度が九十億圓、こういう数字になつておりますが、四十年の推移はどうなつておりますか。

○谷川政府委員 重要機械類の免税額でございますが、四十年度におきましても大体四十億圓程度免税になる見込みでございます。

○武蔵委員 私は、そういう重要機械を減免するといふことについては、そういう制度ができた當時は確かにそういう経済界の要請や客観情勢も必要とされたのでありましようが、だんだん経済が変つてきて、日本もかなり高度な技術を持つてきた。しかし、一回既得権として認められてくると、なかなか暫定措置といふものが暫定でなくなつてしまふ、こういううらみがあると思ひますので、そこで、そういう検討を、ただ業者が従来どおり

と免税を認めてくれという強い要求をするから、あるいは圧力があつたから、通産省はそのまゝうのみにして、従来どおりの暫定措置を續けてゐる、こういう品目がかなりあるのではないだろうか、私、一応現在の取り扱いについてこういう疑問を持たざるを得ない。そこで、暫定措置ができから重要機械類についてはかなり機械を制限をして、もうこれはできた、これはできたといつて落としてきてゐるのかどうか、それとも、最初査定してからずっと重要機械類の内容といふものは変化してないのかどうか、そこらの経過はどうなつてゐますか。

○谷川政府委員 御趣旨をきわめてごもっともな点でございます。私もそのとおりと考えておりまして、従来一年間に二回見直し作業をやつており、政令の別表及び告示の改正は毎年二回定期的に行なつておりました。国産可能となつたもの、あるいは輸入予定のなくなったもの等につきましては削除を行なうなど、ひんばんに品目の改定を行なつておるわけでございます。

○武蔵委員 現在、重要機械類の品目といふのは何品目ありますか。きょうは大ざっぱな数だけで、後日重要なものについての品目表をわれわれに提出を願ひたい。

○谷川政府委員 重要機械類の免税につきましては、二つのめどでやつておりまして、機械の品目自体を規定してゐるほか、その機械を使う産業の立場からどういふ業種についてのどういふ機械ということに制限を加えておるものでなかなか複雑でございますが、大ざっぱに申しまして、大体百見当くらいの重要機械が免税対象になつておると思ひます。

○武蔵委員 それは局長、後刻資料で一応重要機械の品目をわれわれに出すことは御異存ございせんか。

○谷川政府委員 提出したいと思ひますが、ただ、機械と申しましても部品を含みますので、同じ一つの機械につきましても、どういふ範囲で分類するかによりまして非常に数が変わつてまい

ります。御要望の趣旨に沿ひまして、おわかりになるような表をつくつてお出ししたいと思います。

○武蔵委員 次に、今回新設をされる国内石炭業との関係で関税を還付するという制度が設けられるようであり、この問題について、少し通産省のほうにお尋ねをいたしたいと思います。現在、ガス事業者が二百社ある、そのうち大手三社だけが別扱いで、他の中小九十七社と称される業者は揮発油類を使用してガスをつくっている。そういう業者に対して一キロリットル当たり五百三十円の関税を還付する、こういう制度であります。このねらいをまずひとつ説明願ひたいと思

います。

○谷川政府委員 ガス事業者に対しては揮発油の関税を還付しているわけですが、このガス事業者は、その燃料として石炭を相当量使つておる。石炭政策に即して石炭を相当量使つておる。ガス事業者からいいますと、石炭よりも揮発油を使うというこのほうが経営効率の上からい

まして得策ではございますけれども、石炭を相当量使つておるといふような事情も顧慮し、また、最近におきましては、重油、石炭に加ふるにナフサを燃料として使うという事情にあるわけござ

いまして、こういうような事情を考慮すると、公共事業であります都市ガスの事業者に対しては、関税面である程度の措置を講ずる必要があるわけでございます。大手のガス事業者につきま

しては、原油の点におきまして相当恩恵に浴しておつたのでありますが、中小ガス事業者が最近ナフサを相当使つておるといふ事情にかんがみま

して、今回ナフサを使つております中小ガス事業者につきましても還付の制度を措置したいといふこととあります。

ところが中小のほうは今までそういうのがなかった。そのアンバランスを解消するというのが一つのねらいで今回の改正を行なつた。それからもう一つは、国内石炭を開発するという意味で、石炭を使用した大企業に対しては、その分を関税で三百二十円還付していく、そういう二つの面を今回の改正は兼ね備えておる、そう理解してよろしうござい

ます。

○谷川政府委員 大体そのとおりでございます。したがって、従来大手のガス事業者は原油の関税免除の恩恵に浴しておりますので、中小ガス事業者はその点も考慮いたしまして、今回のナフサの関税還付の率につきましては、大手のガス事業者に対しては中小のガス事業者のほうをより

多く還付率をきめるということで、中小ガス事業者に対する恩恵措置を講じたわけでございます。

○武蔵委員 通産省、どうですか。大手業者と中小ガス事業者の消費者に配給する価格、これはどういふことになっておりますか。価格差があるのですか。――通産省は来ていますか。――それでは通産省が来るまで大蔵省にお尋ねしておきますが、おそく大蔵省はこういう新しい制度を設けて関税をまけるのでありますから、どういふ価格状態

になつておつて、大企業と中小企業の差を縮めようとか、あるいは利潤率を確保するためにこうしてやろうという具体的な通産省からの資料に基づいてこういう措置がとられておるのでしょうか。ですから、ある程度は、この措置によつてどうい

う恩恵が与えられ、どういふふうな料金にはね返つてきて値上げを抑制できるのか、いろいろなデータがあるわけですね。大蔵省はその辺どの程度まで関知してやつておるわけですか。

をどう展開していくか、また、その他の需要に対する供給を確保するために新しくガスの設備をどうするか、そういう将来の展望とも関連します。で、なかなかむずかしい問題でございますが、一応私どももいたしましては、大手と中小とのガスの経営上の比較をやります、コスト計算を一応検討し、そしてナフサガスを使つておるもの、あるいは原油を使つておるものとの関係を考えて、原油の免税とのバランス、また石炭を引き取つておる大手のガス事業者に対しては、中小のガス事業者がどの程度の経営の上において不利な状況にあるかという点も十分検討して、このような措置を講じたわけでございます。

○武蔵委員 通産省がおらぬと、そういう業者の問題がわかりませんが、五百三十円の還付をする

ことによつて、一カ年間の程度総額達しますか。四十一年度の見込みはどの程度減税になるのですか。

○谷川政府委員 四十一年度の還付の見込み額でございますが、中小ガス合計いたしました約一億三千万円、大手のガス事業者につきましては、これは東京瓦斯、東邦瓦斯、大阪瓦斯の三社でございますが、約一億一千万円、合計いたしまして三億四千万円がナフサの還付の見込み額でございます。

○武蔵委員 大手三社で一億一千万円関税が安くなる。九十七社で二億三千万円、一社当たりすると、これは大企業のはうはますます恩恵が厚くなつて、中小事業者のほうは多くの数で分けるのですから、これはほんの微々たる金額になるわけ

です。そこで、料金を抑制する、提案趣旨には物価騰貴を抑えるという趣旨も書かれておるわけ

でございますが、この程度のこういう措置で大企業と中小九十七社との消費価格のバランスがとれるのかどうか、そこらの点は通産省によく聞きたいわけですが、まだ見えていないわけですね。そこらはどうなんですか。料金のほうは、大蔵省はどう見ておられるわけですか。

○谷川政府委員 大手のガス会社が使用するナフサの数量と、中小ガス会社が使用するナフサの数量が非常に大きな違いがございますので、こういう結果になるわけでございますが、大手三社の四十一年度のナフサの使用見込み量は約四十万キロリットル、中小ガスのナフサの使用見込み量はそれを若干上回る数量で四十四、五万キロリットルといふことになっておりまして、全体の数量から見ますと、還付の率が中小に非常によくつておりますので、還付総額といたしましては、逆に中小ガスのほうが大手の二倍程度を見込めるといふ状況でございます。

○武蔵委員 そこで、大企業が石炭を使った場合は、その石炭の一定量について従価六分に相当する三百二十円を還付する、その一定量の石炭を使うといふことは、石炭鉱業審議会の三千五百万トンの目標達成に年次計画を立てて石炭を掘つていこう、そういう施策からいくと、国内の石炭産業を振興するために、ガス事業者としては年々の程度年次計画で石炭を使用するようにするのか、そこらのかね合ひと減税との問題は、大蔵省はどう把握されてやつておられるのですか。

○谷川政府委員 この問題は、エネルギー資源全体の将来の計画をどうするかという点と関連いたします。また、石炭産業に対する対策をどういふふうにとつていくかという点と関連いたすわけでございます。これらの点につきましては、石炭鉱業審議会でありまして、エネルギー資源の計画審議会等におきまして慎重に検討しておるわけでございます。大蔵省といたしましては、そういう石炭対策の審議会の答申が近く出る見込みでございますので、その答申を十分に検討いたしまして、将来、ガス事業者の使用する石炭がどういふテンポでふえていくか、あるいはどういふふうになつていくかという点も十分考へて、今後のガス製造用の原油の免税、あるいはこのナフサの還付の問題等につきましては、今後それらとの関連を十分考へて今後検討してまいりたい、し

かし、ことしの四十一年度分といたしましては、提案いたしましたようなことでとりあえずやってみよう、こういうことでございませう。

○武蔵委員 この一定の率というのは、一定量の石炭取引というのは、全体のガス会社の燃料使用量の何%石炭を使った場合という規定のしかたですか。この一定量の石炭を使うという基準は何ですか。

○谷川政府委員 都市ガスの原料が石炭、コークスの固体燃料から液体燃料にだんだん変わってきておるわけですが、四十一年の見込みで申し上げますと、まだ集計がすっかり終わっておりませんので、四十一年の見込みの数字で申し上げますと、都市ガスの原料全体を一〇〇%といたしまして、場合、石炭を原料とするものが四四%となっております。

○武蔵委員 石炭を四四%使うと、トン数にしてどのくらいの石炭を使用することになりますしょうか。

○谷川政府委員 四十一年度におきましては、国内原料炭の使用計画は約三百万トンでございませう。

○武蔵委員 次に、暫定措置法関係では新たに設けられるものに石油化学製品等の触媒の免税と、LPGの製造原料の揮発油と、これは簡単に答えをいただいたのでありますが、この二つを新設した理由、これをまず明らかにしていただきたい。

○谷川政府委員 触媒につきましては現在免税の取り扱いになっておりますが、今回触媒自体の免税を追加したわけですが、これは最近触媒自体の国産化が進んでおりまして、触媒自体を国産化した場合には必要のない触媒の担体でございませう。この触媒の担体を免税することによって触媒の生産工業の発展をはかる、こういう趣旨で触媒担体の免税を追加したわけでございます。

○武蔵委員 次に、今回の改正の大きなねらいとしては、後進国対策の関税率の引き下げ、これが何といつても暫定措置法関係では大きな問題であります、この十六品目を今回新設することにより、

よって、国内の農産物、大豆やあるいはその他の豆類がたくさんございませうが、そういうものに對する圧迫とか、日本農民の製造しておるものと競合すると思われるものはこの中にはないかどうか、この十六品目と日本の農産物との関係はどのように検討されておりますか。

○谷川政府委員 低開発国関係の一次産品の輸入関税につきましては引き下げ等の措置を講じておるわけですが、それによりまして、国内の農業に對する影響がどうなるかという問題でございませうが、私も国内の農業に對する影響を最小限度に食い止め、そうしてこれらの産品が入ってまいりまして、国内の農業の近代化進行に對しまして支障がないように配慮してやっておるわけでございます。

○武蔵委員 局長の日本の経済によると、外務省は東南アジア閣僚會議を何とか持ちたい、その會議でできたいのは、東南アジアとの長期輸入の問題を——これは農林省の閣僚と外務省の対立になるわけですが、大蔵省はその中間で結局、そういう輸入の大きな問題についてはまた大蔵省で最終的には検討しなければならぬ問題でありませうから、ちょっとお尋ねしておきたいのですが、これによると、結局東南アジアから買つてやるものはあまりないから、米を長期契約で、年次計画で買ひ付ける、そうして日本の貿易を盛んにしようという構想が、けさかなり詳しく報道されております。こういうものについては、外務省が一方的にばんとこういう構想を打ち出す前に、大蔵省と一体どの程度打ち合わせをやっておるのでしょうか。皆さんのほうは、日本農民の保護という立場から、高関税をバナナにかけたり、あるいは日本国内にないものは無税にしたり、いろいろそういう国家的見地から検討しておる大蔵省であります、こういう外務省の構想などを幾らか聞いておるのですか。いままでに米の長期契約によつて東南アジアとの貿易振興をやる、こういう外務省の方針などは大蔵省と話し合っていることですか、どうですか。

○谷川政府委員 米の問題は非常にむずかしい問題でございまして、私も関税政策をきめる場合に、農林物資の関税をどうするかというものはなかなかむずかしい問題でございませう。農業政策の面におきまして、将来米の問題をどうするかということにつきましては、農林省等で相当深い研究がなされております。これらを私も聞きまして、農林物資に對する関税のあり方を検討するわけですが、外国における米の栽培等の問題につきましては大ざっぱにはいろいろ問題があるといふことは承知しておりますが、具体的に今後どういふふうにするかというふうなことにつきましては、まだ外務省から正式に聞いておりません。

○武蔵委員 そこで、原則的な関税取りきめの問題あるいは今日の関税関係のあり方から見て、特殊な地域だけ特別な契約を結ぶというグローバル方式と申しますか、何かそんな方式があつて、そういうものを取りきめる場合には、おそろくどの国にも平等にやれ、一定の地域だけ米の輸入について取りきめをするというものは、国際関税協定というか、そういう會議の場では禁止されているという話も聞いています。そこで、こういうことを外務省が打ち出すからには、いろいろな角度から方々へ波及する問題が大いにあるのですね。そこで、関税関係の法規の中で、あるいは国際慣例の中で、東南アジアだけ特別に米の取りきめを長期的にやることは可能なのかどうか。そこはどうですか。

○谷川政府委員 関税をできるだけ下げて国際貿易の増進をはかるというものは世界の大勢でございませうが、しかし、農産物につきましては、世界各國とも、国内の農業政策との関係もございまして、非常にむずかしい問題でございませう。日本の場合におきましては、農産物の関税をどの程度下げれば、消費者の利益との調整をどうするか、これはきわめてむずかしい問題でございませうが、私もいたしましては、日本の農産物についての生産政策、価格政策等の動向を十分考へて、農林

省とも十分連絡をして農産物に對する関税をきめていかなければならぬ。一方、農産物の輸入をした場合には、国内の農業にどの程度影響を与えるかは、日本の場合におきましては、輸入に大きな問題でございませうが、世界各國とも、農産物を相当数量輸出している国は別として、一方、国内の農業とこの関係をどう調整するかが非常にむずかしい問題でございまして、関税交渉の場におきましては、それそれその国の立場に立ちまして、農産物品についての関税をどう扱うか、非常に重要な問題でございませう。

○武蔵委員 日本の農民がそれだけでなく貿易自由化で非常な心配をしておるものでありますから、外務省ががたがたとばたばた米の長期買ひ付けを約束するなんという記事を出すだけでも農民に与える動揺は非常に大きいのでありますから、政務次官、こういう点は、各省間の連携というものをもつとはかるべきだと思ふのですが、副大臣の見解はいかがですか。

○藤井(勝)政府委員 武蔵委員の御意見もとてもでありまして、役所側も横の連絡がとくセクショナリズムで不十分だといふことはわれわれも体験をしておるわけでありませうが、特に国家的利益に直接関係のある問題については配慮しなければならぬことはお説のとおりであります。ただ問題は、新聞のほうも、何かちよろつとかいふ聞いたことを、いかに外務省の見解のごとく報道をするという傾向なきにしろあらずで、これはまだ外務省の熟した意見ではない、このように思うわけでございますが、問題の性質、お説のとおりでありますから、よくこちら側からも横の連絡をとりたい、このように思っております。

○武蔵委員 それから関税局長、今回の暫定税率の適用期限を延長する八十四品目のうち、ケネディラウンドの一括引き下げの中で、各國が留保するものと引き下げられるものとをリストをすでに日本は提出したわけですね。フランスはまだ出していません。EECは出してないようでありませう。

が、この八十四品目の中で、すでにリストを提出して、これはこの程度まで下げたい、これは下げられぬという、日本の今日の暫定をずっと続けなければならぬ、保護しなければならぬという品目は、八十四品目のうちのどれくらいあるのですか。最終的に、どうしてもこの関税問題だけは日本として譲れないという品目は八十四品のうちのどれくらいあるか。すでにガット会議へ出した、一括引き下げのほうへ出したリストの中で、この八十四品目の中でずっと日本での障壁だけは残さなければならぬ、自由化できない、あるいは完全な関税引き下げができないと思われるものは最終的に何品目くらいあるのですか。

○谷川政府委員 日本がガットの一括引き下げの交渉に当たりまして例外リストとして出しましたのは、鉱工業品を中心として出しておるわけでございまして、二百五十六あるわけでございます。これと今回の暫定延長をする八十四品目との関係でございまして、現在各国間で例外リストの検討をやっております。日本の出した例外リストにつきましても、これを例外からはずして引き下げることはできないかどうかという点、二国間交渉を続けておるわけでございまして、最終的にどの程度の線までとめるかという点は、外国との関係もございまして、外国が出しておる例外リストを相手の国がどう扱うかということ、かけ引きの問題もございまして、なかなかむずかしい問題でございまして、できるだけ関係各省と十分相談をしながらこの検討を進めてまいりたいと思っております。今回の八十四品目のうちのどれを最終的にまだがらばるかという点につきましては、今後十分慎重に検討してまいりたい、こう思います。

○武蔵委員 次に、暫定関税免除あるいは還付制度の期限延長の中で、先ほど重要機械類についてお尋ねしたのでありますが、その他、給食用脱脂粉乳、あるいは原子力研究用物質、いろんなものがまだあります。給食用脱脂粉乳は、これは最近でもかなり量は減らずにきておるのか、その推移はどうなっておりますか。学校の児童は脱脂

粉乳を好まないで、学校ではもう手をやいておる、こういう実情にあるのに、こういうものは、推移としてまだかなり減らぬ情勢にありますか。

○谷川政府委員 三十五年以降の推移を見ますと、若干ずつふえてまいっております。四十年におきましては、まだ的確な数字はつかんでおりませんけれども、給食用脱脂粉乳の免税の対象になりました数字は、三十五年度が三万六千トン、三十六年度が二万三千トン、三十七年度が四万三千トン、三十八年度が五万九千トン、三十九年度が六万三千トンということになっておりまして、現在、なお相当量の給食用の脱脂粉乳について免税をする必要があると考えておるわけでござい

ます。○武蔵委員 私はあまり貿易のことは知らぬ立場であります。脱脂粉乳を輸入するのは、普通の商社が輸入をして、全国給食会みたいなところに販売をする、そういう形式なのか、それとも、国が監督が管理か、そんなような形で輸入しているのか、この脱脂粉乳の輸入経路というのはどうなっているのか、その輸入する際の原価と、末端で児童に飲ませる、学校へ配給される価格というものは、一体どの程度開いているのか、その辺もひとつ明らかにしていただきたい。

○谷川政府委員 給食用の脱脂粉乳につきましては、学校給食会が窓口になりまして、配給の具体的なやり方、また数量の取りまとめ等をやっておりますが、その学校給食会が取りまとめた数量に基づきまして、輸入をする場合におきまして商社と交渉するわけでございまして、実際の取引の窓口はほかの物質と同じように商社になっております。しかし、商社がかってこれを輸入できない、学校給食会の指図によりまして商社が輸入するということ、その点、ほかの横流し等を未然に防止しなければいけないという点もございまして、厳格に輸入の手續をきめておるわけでござい

ます。○武蔵委員 輸入の数量につきましては、給食会が全国で数量をまとめて、下半期このくらいほしいとか、一年間このくらいほしいとかきめる。その点、私も別に横流しとか何かの疑問はないと思うのですが、問題は価格の問題ですね。うわさによると、全国給食会が数十億円の利益金を持っているといううわさが飛んだり、あるいは、商社が買

い付けた値段よりもかなり高い値で給食会へそれを配給しているとか、そこで、輸入価格と、給食会へ売却する卸価格と、さらに果の段階を通じて小学校まで行くまでにかなりの経路を経て高い牛乳を飲まされていく。脱脂粉乳はますます栄養がなくて高いと、だいたい父兄には不満が多いわけであり

ます。そこで、価格の段階別のあれがわかりますか。○谷川政府委員 脱脂粉乳の輸入価格は、最近の数字で見ますと、一キログラム当たり六十八円でございますが、これに對しまして私どもは関税をかけるのでございまして、二五%の関税が普通であればかかるわけでございまして、給食用脱脂でございまして、これを免税にする。この六十八円の輸入価格が末端の児童に給食する場合にどの程度になるか、できるだけ文部省等と連絡いたしまして、せつかく免税にしているわけでござい

ます。それから、いろんな諸掛かり等をできるだけ切り詰めるように、文部省と相談をしてやっております。○武蔵委員 相談してやっているとこまでは了解しますが、その中身を知らないわけなんです。ここでもいさ言弁しろと言つても、文部省を呼んでないからわからぬし、給食会の内容が十五億余剰金を使っているとか、いろいろうわさがあるけれども、それはあなたに聞いてもここでは究明できませんから、それは文部省にあとで聞くことにして、一回、一キログラム六十八円で輸入されたものが児童に幾らで飲まされているかという経路別の価格表をひとつ資料として文部省から皆さん取り寄せて、それから全国給食会の内容についても、いま言ったように利潤が十五億円もあるなどというところ自体がおかしいのでありまして、そんなにあがるのだしたら、関税を免税までして恩恵を

与える必要はないので、そこらの点もひとつ大蔵省としてきちっと調べた結果を本委員会に資料として御報告を願いたい。局長、いかがでござい

ますか。○谷川政府委員 直接のお答えにはならぬのでございましてけれども、いま手元の資料によりまして、小学生の場合、一人一食当たり二十六グラムでございますが、この給食の原価が一円九十五銭、諸掛かり等が約十八銭ということで、一割足らずでございまして、こういう点から考えますと、経費等につきましては相当合理化をはかっておるのじゃないかということが言えると思ひます。なお、学校給食会の問題等につきましては、文部省のほうから資料を出すことが筋道だと思ひますので、そのように連絡をしておきたいと思ひ

ます。○武蔵委員 いまのは、ひとつ委員会としても、正式に文部省から、その価格の推移について、輸入価格、全国給食会が受ける価格、果に渡す価格、さらに、それを各学校に配給する価格、これらの資料を取り寄せられるように、ひとつ委員長としても事務当局に手配をお願いしたい。

○三池委員長 承知いたしました。○武蔵委員 次に、きょうは法案の賛否をきめる質問のつもりでやっておりますので、こまかく一つ一つお尋ねいたしますが、原子力研究用物質、これも免税になっておるのでお尋ねいたします。つい最近、何かアメリカから送ったウラン鉱が放射性物質が税関で行くえ不明になつた。テレビもラジオも新聞も、見つかった人はすぐ申し出てくれというので、だいたいお尋ねいたしました。その後これは発見されたのですか。発見されたとしたら、どういふ手落ちで、税関のどういふところ、どういふものが行くえ不明になつてしまつたのか、人間が少な過ぎるのか、機構が不備なのか、そこらの点もひとつそれに関連してお答え願

いたい。○谷川政府委員 最近羽田の空港の中で紛失した問題があるわけでございまして、これは航空会社

は、地方の税関から業務の非常にきつい税関に人を回すという方針でございますが、四十一年度といたしましては、四十一年度当初の欠員が全国的に約百五十名程度ございますので、その欠員を――政府一般の方針といたしましては補充してはいけないということでございますが、特に、税関業務の特殊性からいたしまして、これは補充し

てよろしいということになりましたので、この欠員を補充する、その場合に、現在の定員を一ぱいそれぞれ埋めることなしに羽田税関により厚く人が配置できるようにやり方で操作をしてみたい、こういうことでございます。

○武蔵委員 そういたしますと、職員の配置関係は、今回新たに九港が開港される、それから空港も二カ所ふえるわけですね。今回のこの開港だけで必要とする最少人員というのは、どのぐらいになるのですか。

○谷川政府委員 今回、関税法上の開港になるもの、あるいは税関空港になるものは合計十一カ所あるわけでございますが、すでにここにおきましては、監視所でありまして、出張所がございまして、税関の機能を営んでおりますが、今回、開港、税関空港になるに伴いまして、さらにふえる仕事もございまして、しかし、これに對しましては、場合によりましては、機構の増強を行ない、また、人員の若干の増員を行なうということを考えておりますが、現在全体の人のやりくりをどうしたらいいか、目下検討中でございます。遺憾ないように処してまいりたい、こう思います。

○堀委員 関連

いまの通関の問題でありますけれども、荷物のほうはさることながら、これは私も最近羽田をちょっと視察いたしましたから特に目についたのですが、おそらく、最近羽田のような航空関係だけではなくて、横浜とか神戸とか、観光団が船で来てる例が相当あると思うのです。そこで、私の間見た感じでは、ひとつぜひこれは改めてもらいたいと思うのは、いま一般の税関、神戸とか横浜の税関で旅具関係で通関をする人たちと直接接点をおる者の大抵の経験年数といつか、役人でいえば等級といいますが、これは一体どの程度の者がそういう入国する人に直接接点をおるのか、一般的にお答えをいただきたいのです。

○谷川政府委員 旅具の担当者につきましては、できるだけ常識豊かな職員を配置することが適当

だと考えますが、一方、こういう職員は、当直、夜勤を相当ひんぱんにやる必要がございますので、あまり老年の職員でも適当ではないということでございます。現状におきましては、たとえば羽田の支署の例をとりますと、一般の東京税関全体の平均年齢が大体三十歳でございますが、羽田の支署の旅具関係の職員につきましては平均が三十五歳ぐらいでございます。経験年数におきましても、大体十年経験の者が非常に多いという状況でございます。

○堀委員 私は、いまの問題は人間の数が非常に関係があると思います。特に羽田の場合には、飛行機の発着の時間等のために、午後八時から十時か十一時ごろまでの間に非常に集中的に通関業務が行なわれる、こういうことになっておりますから、やはりそこらに——私はこの間見に参りました、やはりもう少しあそこそういう時間に人が配置されておればスムーズに通関業務が行なわれるのではないかと。それからもう一つは、通関の仕事の中で、古くなると事務のほうへ回っていく人だんだんふえてくるのではないかと。思います。やはりこれはことばもありまして、扱い方、経験等があるから、全部をそういう古い人たちがかりというわけにはいかないと思っておりますけれども、三名なら三名入っているのであれば、その中に一名づつ、より熟練の者を入れて、できるだけそういう人が全体を見ながら、ちょっとまづいと思うときはかわってその人が処置をするというふうな——これはやはり何と云っても、日本のいろいろな感じを一番最初に観光なりで来られる外国人が受けるのは、これは通関業務でありますから、そういう意味では、特にこの点、人員の増加とともに、内容のレベルアップ、経験の豊かな者をそこへ配置して、そうして何か事務職になったりえらくなつたというふうな感觸を払拭して、あそこが税関における第一線の最も重要な部分だという感じを職員全体が持つ、もちろん、当直その他の関係もありましようから、そこは十分配慮していただかなければならぬとしても、それらの問題の処

置は、税関付近における公務員宿舎の設備等を配慮すれば足りる面もあるかと思っております。その点については、単に税関局だけでなく、次官、ちょっと聞いておいてもらいたいのですが、そういう宿舎の施設の問題を含めて、やはり日本の今後の国際収支の中に占める観光収入というものはもっと考えなければならぬ問題がたゞさん含まれていくわけですから、そういう面からひとつ十分検討してもらいたいと思っております。最初、税関局長から私の考えに対する答弁を、あわせて、公務員宿舎等を含めて大蔵省全体としての処置については次官からお答えをいただきたいと思

います。

○谷川政府委員 まことにごもっともなことでございまして、私も、現在におきましても、先ほど御説明申し上げましたように、できるだけ経験豊かな職員を配置しておりますが、なお一そう御趣旨のことを考えて将来善処してまいりたいと思

います。

なお、人員の増強等につきましても、私どものできる範囲内で全国税関全体として考えて、そして仕事の繁忙なところに行きわたるだけ人をよけい配置するというところで目下計画を進めておりますので御了承いただきたいと思

います。

なお、職員の宿舎等につきましても、大蔵省の関係部局の御協力を得まして、羽田の付近に最近においても独自の宿舎が完成する予定になっております。今後羽田税関支署に人員を増強した場合の宿舎関係についても遺憾のないように現在いろいろ計画を進めておりますので、御了承いただきたいと思

います。

○藤井勝政府委員 御趣旨の点、私も全く同感でございます。実は先般航空センターが羽田の飛行場にできましたときに、私はでかけまして、先ほどの御趣旨のような点も強調いたしました。同時に、今後量質ともに羽田にひとつ集中するといふことを内部において相談をいたしております。

○堀委員 あわせて、先ほどからお話にありますが、ように、旅客機の到着その他が非常にアンパラン

スといいますが、昼間はあまり通関がなくて、ある一時期に通関がある、こういう状況になっております。要するに、次官、ちょっと次官会議が何かで少しやっております。もうひとつ、向こうから航空機で何時に着くかという状況になると、もう向こうの言いなりはうだいに発着が行なわれる。これはやはりある程度日本側としても、この発着時間についてはいろいろふうにしてもらいたいとか、少し対外的に話し合いによって時間帯を分散しない、そのことは通関業務にとどまらず、航空事故の原因にもなりかねないわけでありまして、非常にいろいろ今後問題があることでありますから、今回のああいふ事故にかんがみて、これはひとつ運輸省、外務省等とも連絡をとって、飛行機の発着時間をもう少し分散するような措置をまずとってもらいたい。この措置をひとつ政府として考えてもらいたいというところが一点。

それから二点目は、今度は税関職員につきましてもいろいろ労働密度の問題等がある、官側としてはこれだいいという考えでいろいろ取り扱いは考えておられるようでありまうけれども、やはり労働の問題については、税関職員の立場にも立つて、十分ひとつ話し合いの上に無理のないようになつて、さうして、労働密度が平均的に分散するように、こういう措置を考えてもらいたいと思

うです。

やはり業務の特殊性とそれから業務の増加に見合つて人員が必ずしも増加をしないといういろいろな複雑な面をかかえておる税関としては、さういふ代替職員の問題についても、十分ひとつ慎重な配慮をしてもらいたい。この二点を特に強く要望しておきますので、これについてのお答えを伺って、私の関連質問を終わります。

○藤井勝政府委員 航空機の発着時間の分散の点につきましては、従来も、大蔵省としても運輸省に相当積極的な申し入れをしております。しかし、相手のあることで、なかなか簡単にまいりませんけれども、御趣旨の点はごもっともでありますから、一そう今後横の連絡をとりまして御趣旨を

生かしたい、このように思います。

それから、勤務環境の改善の問題につきましては、これまでお説のとおりでありまして、これもよくひとつ横の連絡をとり、総合的に解決していきたい、このように思います。

○武蔵委員 まあ、ウランから羽田空港改善策についてはこの程度にとどめて、通産省せつかくお見えになりましたのでお尋ねいたしますが、先ほど留守中に大蔵省にいろいろ尋ねてきたのでありますが、今回の措置でガス業者に対する関税を戻す、その場合、大手の三社と中小の九十七社のガス業者の間の、消費者に渡るガス価格の問題ですが、現在これは開きがあるのかないのか、通産省が全部統一した価格で、大小にかかわらず一本の価格になっているのか、これはどういふうぐあいになっておりますか。

○熊谷政府委員 御説のように、ガスの料金は現在のところ原価主義でやっております。現在のガス事業者といふのは、全国で二百社をこえております。ところが使います原料は種々雑多でございます。したがって、一本の料金ではないわけでございます。それぞれ各社によって個別の料金が定められておる、こういう状況になっております。高いところは、一万カローリで申し上げますと七十円から安いところは四十円、大体二百社がこの間にたまっておる、こういうような状況になっております。

○武蔵委員 そうすると、七十円から四十円までかなりの差があるわけですが、この場合は、やはり中小メーカのほうが高くなっておりますか。その差はどういふうぐあいにしておるか。三大ガス業者と他の業者との価格差はどのくらいありますか。

○熊谷政府委員 三大ガス事業者は大体一万カローリで五十円見当になっております。それから、天然ガスを使っております中小ガス事業者は、これより安く大体四十円見当、こういうことになっております。ところが、それ以外の業者は五十円より高い六十円、七十円、こういうことになっており

まして、結論から申し上げますと、大手三社より天然ガスを使っているものは安い、それ以外の大部分のものは高い、こういう状況になっております。

○武蔵委員 そういたしますと、今回の免税措置によって、この価格差を、通産省の指導によってある程度差を固定させよう、そういうわけにはあるのかないのか。ただ安ければ安いほうがいいというところで、圧力で、業者の希望で関税が免税になるのか、そこらの通産省の行政指導はどうなんですか。

○熊谷政府委員 料金関係は先ほど申し上げたとおりでございますが、ガス事業者の経営の実態を見てみますと、御承知のように、どちらかといひますと、地方ガス、小さなガス事業者のほうの経営実態が悪うございます。料金は高いわけでございますが、二百社のうち、三分の一は無配なり、欠損をしておる、こういう状況になっております。その理由と申しますのは、結局経営規模が小さ過ぎる、こういうところに原因があるわけでございます。したがって、通産省といひましては、地方ガスにつきましては、御承知のようにLPGの競合関係がございまして、いま以上の値段にするということはますます経営をむずかしくするのではなからうか、かように考えまして、地方ガスにつきましては、合理化とか、あるいは非常に高くつく原料につきましては原料転換というところを指導いたしております。原料転換の面になりますと、いろいろわれわれもどういふ原料でやった場合に一番安くつくかというのを共同研究いたしておるわけでありまして、いまの情勢から申し上げますと、やはりナフサに転換するのが相当安くつき、経営が楽になる、こういう見通しを持っておるわけでありまして、したがって、われわれといたしましては、いまの地方ガスの窮状から見まして、このナフサの量を確保してやるといふ問題と、それからできるだけそれを安く入れてやる、こういうことに地方ガスの活路を見出し

ていきたい、こういうふうに考えておるわけであり

ります。そういう意味合いにおきまして、地方ガスにつきましては関税還付をお願いしておるような状況でございます。

○武蔵委員 本来私は、関税でいじるべき筋ではなくて、やはり近代化、合理化というものは、金融措置なり、政府の国内的な制度の改善でレベルアップすべきであつて、やはり一國の関税制度というもので企業というものを合理化していこうというのとは邪道だと思ふんですね。そういう面からは、こういう制度がさらに拡大をされ、長期間に及ぶというふうなことはないように、通産省としては適切な指導がやはり必要じゃないだらうか、こう私考えるのでありますが、あなたの所見はいかがでございますか。

○熊谷政府委員 御指摘の点は私も同感に考えておるわけでございます。やはりこういう措置のみによつてはいまの地方ガスの今後の適正なる経営といふものはなかなかむずかしからうと思ひます。したがって、根本は合理化という問題、あるいは先ほど申し上げましたナフサの量的確保という点にあると思ひます。したがって、こういう点にあらうと思ひます。したがって、いま申し上げたように、根本的な対策を通産省としても地方ガスについてはぜひ考えてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○武蔵委員 それからもう一つ、あなたの担当です。かどうか、この石炭の取引量に応じて一キロリットル当たり三百二十円を還付をする。これについては、通産省としては、石炭鉱業審議会の答申に基づいて、この程度の量、たとえば百分の四十四ですか、その会社が使う量の百分の四十四以上石炭を使用した場合には、先ほどの三百二十円を還付するということになっている。それは日本のエネルギー対策を抜本的に考えた場合には、電力がどのくらい、あるいはガスがどのくらい、そういう大方針に基づいて今回の関税率をいじることにするんですか。それは通産省としてどんな計画で関税率をいじることと要請をしたわけですか。

○熊谷政府委員 石炭関係の問題でございますが、御承知のように、現在総合エネルギー調査会で、石炭もその一環としまして長期見通しを立てておるわけでございます。それで、石炭も一般炭につきましては、御承知のように、電力が相当大きな量を占めておる、こういう形になっているわけでございます。原料炭につきましては、大きな面では鉄鋼でございます。鉄鋼とガス、こういうことでございます。諸外国の例を見ますと、やはり原料炭につきましては鉄鋼が主になっております。一般炭につきましては電力が主になっております。こういうことでございます。したがって、石炭の今後の出炭目標というのがどの程度になるかということによつてきまってくる問題でございますが、私も私どもといたしましては、石炭もこういう状況でございますので、電力、鉄鋼、ガスにつきまして、可能な限り国内資源である石炭を使つてまいりたい、かような考えを持っております。でございます。

特に、今回ガスにつきまして関税還付をお願いいたしましたのは、御承知のように、一昨年であったかと思ひますが、石炭価格が、一般炭につきましては三百円、それから原料炭につきましては二百円上がったわけでございます。これは需要業界にとりましては相当の痛手でございます。が、通産省といひましては、その上がつた価格で電力業界もガス業界も鉄鋼業界も引き取ってもらふように要請したわけでございます。従来、鉄鋼と電力につきましては、そういう意味で還付制度があつたわけでございますが、ガスについてはそういう意味での還付制度はなかつたわけでございます。そのときそういう話もございましたので、今回それを実現していただきたい、こういう趣旨でございます。

○武蔵委員 国内の石炭を多く消費する、国内資源を大いに開発するということについては、私たちも前向きな姿勢で賛成をして、国会で大いに審議いたしておるわけでありまして、それは大い

にけつこうであらうと思うのです。ただ、すべて関税にしろ寄せをして処理をしようという姿勢について、私たちはいろいろな角度から考えさせられざるを得ない問題がある。

それはそれとして、次に、新聞用紙が従来暫定免税、無税であったものが今度——通産省まだ聞きますよ。銅のほうはどうですか。銅を聞く場合はあなたですか。

○今村説明員 通商局でございます。

○武蔵委員 新聞用紙は暫定無税であったものが、来年度は基本税率の七・五％に戻るわけですね。これは新聞用紙がかなり豊富になってきたという事なんですか。どうも日本は木材資源が足りぬ足りぬと大騒ぎをして、シベリアから買おう、樺太からも買おう、カナダからも大いに拡大しよう、こういう大騒ぎをしていたのが、最近是需要関係が変わってきたのか、それとも供給が非常に激しくなってきたのでこうなるのか、ここらはどういう原因ですか。

○今村説明員 新聞用紙の関税につきまして、昭和三十九年度及び四十年年度は無税ということでした。この理由は、三十九年度にオリンピックがありまして、新聞の部数あるいは紙数等が非常に増加するであろう、こういう見通しでございましたために、臨時の措置として、特に新聞用紙の輸入というのを考えなければならぬという要請のもとにとられた措置でございます。ただいまの新聞用紙の需給状況から見ますと、相当生産能力が余っております、一部には操業短縮をやらなければならぬというふうな状況でございますので、とうてい近い将来において新聞用紙の輸入というのを考えるような情勢にない、かような判断をいたしました、もとの税率に戻したような次第でございます。

○武蔵委員 そうすると、基本税率七・五％をもとに戻しても、新聞紙の値上げにこれが結びつくというふうなことは、新聞社から口実にされませんね。それはだいいじょうぶなんですか。

○今村説明員 さようなことはないと思います。

○武蔵委員 それから次に銅の問題であります。基本税率一〇％の銅を今回無税にする、これは一体いつごろまでそういう措置は続けざるを得ないのか、近き将来に解決されて、基本税率にまた戻れる時期は一体いつごろまでと通産省では想定されておりますか。

○今村説明員 御承知のとおり、銅につきましては、最近国際的に非常に相場が高騰しております、たとえばローデシアの問題でございます。あるいはチリの問題でございます。いろいろな関係で非常に異常な高騰を来しておりますので、ただいまの御質問でございますが、この国際相場の異常な値上がりが平常に復するという見通しがつくまでそのような措置を続けたいというふうに考えておまして、いつまでということの確に申し上げることは、いまのところできかねるわけでございます。

○武蔵委員 しかし、チリの場合は鉱山労働者のストの問題でしよう。ローデシアの問題だつて、そう大戦争でもないのだから、これだつてそう長期間続くとはいえない。何か特にローデシア、あそこを通さぬとかなんとかいう問題があった、発掘されたものが運べないという問題がある、と聞いております。チリとローデシアに限った場合、具体的にどういう障害ですか。

○今村説明員 銅は国際商品でございます、ただいま申し上げましたような事情もありまして、非常に国際的に値上がりをしておりまして、それが正常に復するという見通しがつき次第いつでもまたもとに復するといつてもいいでございまして。

○武蔵委員 いや、それは大蔵委員に対する答えとしては、税率の問題、関税の問題について質問しておるからという立場からいまだお答えですが、私、いま通産行政のほうから見通しを聞いています。ローデシアやチリの問題は、何年か長く続くとはいえませんが、問題は、それよりベトナムで、鉄砲のたまの薬きょう用の銅と

か、非常に兵器に銅を必要としている。そういうことで銅の需要というものが非常に国際的に高まっております。こういうような関係から考えると、そう簡単にこの価格が低落するとか、需要が減退するとか、輸入が急にふやせるとかという問題にはならぬではないだろうか。そういう認識は誤りでしょうか、どうでしょうか。

○今村説明員 ただいま御指摘のとおりでございます。現在、銅の需給状況、これは各国とも非常に輸出の制限等の措置をいたしまして、自国の国内の需給状況を確保するというに努力をしなければならぬような状況でございます。わが国におきまして、やはり同様なことでございます。この状況がある程度の期間は続くものというふうに考えざるを得ないと思っておりますので、それに対する対策を、ただいまいろいろな方法を検討中でございます。

○武蔵委員 今回の関税暫定措置法改正によつて輸入は確保できる。輸入の量は、去年、おとし、ずっと過去二、三年と比較して、この改正によつて輸入増は見込める。その場合、どういう程度見込めるのか、また、この関税を無税にすることによつて価格の騰貴を押えたい。次官の提案極旨説明では、価格を押えるのだ、いわゆる銅の物価騰貴ならぬようにするんだ、こういう提案説明を読んでるわけですが、一体この関税率の変更によつて、そういうことはどの程度という効果が出てまいりますか。通産省の試算はどうでしょう。

○今村説明員 ただいま銅の値段は、ロンドン相場で六十万円以上の高値を呼んでおりまして、したがって、この関税を下げましたところ、現在の値上りの幅から比べますと、このことによつて輸入の量がふえるという効果は直ちに期待できないと思えます。要は、国際市場全体の緩和ということがない限り、輸入の確保ということに困難な事情にあるということが実情であらうと思えます。

○武蔵委員 通産省が何も銅対策をやらなかったという非難を受けるのはいやだから、まあ、効果はなくても関税率でもいじっておこう、この程度のききめですな。少し業界に生産的な気分を与え、実際にこの関税率をいじったからといって、それはそれでよろしいとして、去年あたりからニューギニアに非常な鉱脈が発見された。あるいはシベリアの銅開発も、開発すればかなりある。日本の商社や業者にそういう話を持ちかけられたという報道なども聞いておるわけですが、通産省はそういう銅開発——この近隣の国々と銅開発についてこういう方針でひとつ臨もう、そういうようなことは、具体的に相談しておるのですか。

○今村説明員 海外の鉱山資源開発につきましては、これを積極的に推進をいたします方針で関係業界とも連絡いたしました。できるだけの補助なり助成措置をとっていきたいというふうに考えております。

○武蔵委員 では、まだ具体的にそういう話は通産省として業者から相談を持ちかけられて、国家的援助のもとでひとつ開発をしよう、そういうようなことは全然いまのところは起こっておらない、そういうことですか。

○今村説明員 ただいまのお話にございましたシベリアの銅鉱床の問題でありますとか、あるいはその他のニューギニア方面の銅資源の問題につきましても、情報としては話を聞いておりますが、何分にも、地理的に非常にいば奥地でございます、これを開発いたしますに十分な調査なりあるいは準備を要するような状況でございます、まだ具体的な段階まで至っておらないわけでございます。

○武蔵委員 私、昨年カナダへ行つていろいろ調べて、これは日本がもっと開発をしていいのではないかと思つたその一つが銅山であります、いまカナダの銅山を開発している日本の商社が、三菱ですか三井でしたかやっておったところを見た

のでありますが、カナダなどへ日本はもつと力を入れて銅山開発をするのは可能じゃないでしょうか。通産省はそういう方面についてはどういう指導をされておりますか。

○今村説明員 たいま御指摘のとおりでございます。カナダにつきましては、いろいろな地下資源の問題につきまして、たいま商社、メーカ一等を通じて調査を進めておる状況でございます。そういうものを逐次具体化してまいります。非常に重要なことではないかというふうに考えておるわけでございます。

○武蔵委員 どうも現地へ行ってみると、そういう第一次資源を大いに開発をして日本に持つていくという国の力入れ方が、非常に薄弱だといふ不満の声を聞かされるわけですから、そういう点は、もつと国家的見地に立つて、政府みずからがもつと検討し、手を入れなければならぬんじゃないでしょうか。私は、あんなボリビアなんか海外経済協力基金をぶち込んで銅を開発しようなどという考えよりは、もつとカナダなんかのほうが文化水準も高いし、生活環境もいいし、有望な鉱山ではないか。そういうような点、どうも日本の政府は大商社におまかせされてボリビアみたいなどころにぶつ込んでみたり、あの高い、もうふらふら高山病になるようなところの銅山を開発する。掘ってみたところで、何と従業員も居つかぬ。とても体力がもたぬ。高度五千メートルぐらいのところを日本の海外経済協力基金でやっておるのでしょう。こんなものはもう全く愚の骨頂だと思ふ。こういうものはやめて、もつと先をよく見て、カナダあたりへ手を入れなければいかぬじゃないか。これはひとつあなたから大臣にも次官にもよく進言をして、次長ではなかなか、あなたがそこで答弁をしたからといって、あなたの考えがそのまま通らぬと思うから、答弁はけっこうですが、そういう点、どうも通産省のやり方なども、もつとも腰の入れ方を変えなければならぬ点があるんじゃないだろうか。そういう点を申し上げておきます。

それから韓国のノリの問題でありますか、本会議で過般通産大臣にお伺いしたときには、これは割り当て制度で輸入をするから心配はない、こう大臣答えたわけではあります。三十九年、四十年、四十一年の割当てはどういう推移をたどりましたか。それが一体日本の生産者に対してどの程度に圧迫になるかということが問題でありますので、そこらの数字をまず先に明らかにしてください。

○今村説明員 昭和四十年度におきましては、韓国ノリの輸入割当は、二億五千万枚を去年の八月に割り当てをいたしました。四十一年度の割り当てにつきましては、まだ現在のところ数量は決定いたしておりません。これは例年、年に一回、おおよそ六月のつゆ以前に割り当てをするというのが大体のしきたりでございます。年によつては、七月あるいは八月ごろになることもございます。昨年は八月に割り当てをいたしましたのでございませう。そういう次第でございまして、その割り当ての時期までに、国内の作柄あるいは市場の状況等も勘案いたしまして、農林省、通産省で協議をいたしまして数量を決定いたしたいというふうに考えております。

○武蔵委員 輸入の窓口は何社ぐらいでやるわけですか、韓国ノリについては。

○今村説明員 現在韓国ノリ輸入協会というものがございまして、そのメンバーが六十五社でございます。

○武蔵委員 韓国ノリの現地における価格、船積みとしての引き取り価格でもいいですが、それと国内生産者の価格、その差というのは現在どんな状況になっておるのですか、コストは。

○今村説明員 的確な数字はここに持ち合わせておりませんが、韓国の生産者の生産コストは国内のそれに比べて相対的に、一説によれば半額程度であるというふうに伝えられております。的確な数字はたいま持ち合わせておりませんが。

○武蔵委員 日本の価格の半額ぐらいのコストだろう。これはどうでは困るから、あとで三十

九年、四十年、これの実績でいいですから、ひとつ数字を明らかにして、委員会に資料として配付を願いたい。委員長、よろしくございませうか。

○今村説明員 韓国の生産者のコストは、実はいろいろ調べておるわけでございますけれども、ただいままでの経験によりますと、どうも的確なコストがなかなかつかぬという実情でございませう。もし何がしか数字を出したいとして、推定というふうなことになるかと思ひます。

○武蔵委員 それでは、日本の港へ着いたときの価格、それと日本の国内生産者のコスト、その比較でけっこうです。通産省は今回二円を一元五十銭に引き下げることによつて、日本のコストと国内販売価格というのとは大体一致するのですか、韓国ノリの価格と国産の価格が一元五十銭の関税を課することによつて、それでもなお業者はかなりの利益があるのですか。そこらはどういう計算になるのですか。

○今村説明員 韓国ノリの価格と申しまして、品ノリはたいへん品種がたぐさございまして、品種、等級が種々に分かれております。で、韓国ノリは、日本の国産のノリの等級に当てはめてみますと、まあ、おおよそ下級品が多いわけでございます。したがって、韓国ノリの値段をそのまゝ日本の国内のノリの値段とすぐ並べて比較をするということは非常にむづかしいと思ひます。ただいままでの韓国ノリの関税は一枚につき二円でございます。その韓国ノリの輸入価格そのものは毎年非常に変動がございまして、したがって、これがいまのように一枚二円という従量税になっておりますと、その元値の変動によりまして、場合によつては非常に高率な関税になるという場合があるわけでございます。したがって、これはいかにも不合理でございまして、韓国からの一次産品の輸入という中でもやはりノリが最大の関心品目でございますが、これについて若干の調整をする、こういう意味でございませう。

で、それによつて今後国内のノリとそれから韓国産のノリと値段が均一になるというところは必ずしも申し上げられないと思ひます。

○武蔵委員 均一にならぬもいいたよ。どういふ実情になるかというのを聞いておるわけですね。たとえば、一元五十銭にすることによつて、国内の中間と向こうの一番下の製品とはこれだけの価格差があるとか、価格表ぐらひはわかるんじゃないですか。それを参考にちよつと聞かしてほしいという質問をしておるわけですか。ない。なければいいけれども、わからぬです。

○谷川政府委員 関税局としての立場から一応御説明申し上げますと、韓国ノリの輸入の平均単価を調べてみますと、年によつて、品質のでき、ふできの関係がございまして差はございませうけれども、三十一年から四十一年まで十年の平均を見ますと、一枚当たり五円四角でございます。一元五十銭と申しまして、従価に換算して三〇%、これは一般の農水産物の有税品のおもなものが大体三割見当関税でございまして、一元五十銭ということが適當だということになるわけでございます。が、現在の二円というところになりますと、約四割というところになるわけでありませう。一方、国内のノリとの比較でございますが、五円が入つてきたものに一元五十銭加わると六円五十銭、一枚六円五十銭ということとは、韓国ノリと国内の品質の同じようなものと大体バランスをとつておるといふことでございませう。と申しますのは、この価格をきめる場合に韓国のはうで一方的にきめるのではなくて、日本に入つてきた場合に、日本のノリの生産者あるいは販売業者が見つけをするわけですから、このノリは大体どのぐらいの値段であるか、国内のノリの生産者、国内産のノリの販売に対して悪影響があるかないかという点も十分考慮しまして、そうして国内の業者と韓国の輸出業者との間で十分に話し合ひをしまして、そして、見つけによつて値段をきめる、それが年々品質が差があるものでございませうから、ある年は三円ぐらひ、ある年は四円、最近は五円、過去十年の平均も五円

ということ、一円五十銭というのが現在のところ最も妥当な関税率である、こういうように考えるわけでありませう。

○武蔵委員 関税率は妥当だということでありませうが、韓国ノリの価格には非常な変動があつて、コストの計算もなかなかむずかしい、通産省はそう答えておられるわけですね。韓国ノリは日本と韓国しか—韓国人はあまり食べない、大抵日本人が食べるわけですね。そうすると、向こうはでき過ぎて、日本が買つてくれぬことには困る、非常に安くたいて買える、関税は一円五十銭、そんな場合に、輸入協会がべらぼうな利益をあげるといふことがあり得るわけですね。そういう場合に、かつてバナナの場合にはその利益金を国家が吸い上げるわけですね。そういう制度があつたわけですね。韓国ノリの場合も、どうも買ひ手が日本だけと限られておりますから、構造的に韓国に非常に弱みがある。そういう場合に、協会がごえらいもつけをとつても、通産省としては別に行政指導上は何も関与はせぬ、割り当ての枚数だけ入れるんだから、あとは幾らもうかつたつてそれはかまわぬ、こういう方針の指導ですか。

○今村説明員 韓国ノリの輸入につきましては、ただいま韓国ノリ需給調整協議会というものがございまして、これは国内のノリの生産者の団体、それから国内におけるノリの流通業者、問屋の団体、この三者が協議会をつくつておるわけでございます。この三者が相談をいたしまして、その年の輸入の適正量につきまして政府に意見を具申する、こういう組織になっておるわけでございます。したがって、その年の国内の作柄あるいは国内の値段、こういうものを基準にして、毎年、数量、価格を決定いたしておりますので、輸入の段階において、国内の相場と無関係に非常に安く入れて、それが非常な超過利潤になるというふうなことは、本来起こらないような仕組みになっておるわけでございます。

○武蔵委員 次に、今回の改正で大きな問題点の一つは、砂糖の弾力関税ですね。これは砂糖の価格が、いまちょっと資料を持ってこなかったのですが、一定の基準を越えた場合には、国会の議決を経ないで自由に関税が動かせるという包括委任の改正ですか。これは局長いかがですか。

○谷川政府委員 砂糖価格の安定につきまして、糖価安定法というのがございまして、その法律に基づきまして、糖価安定事業団が糖価の安定をはかるためになつておるわけでございます。一方、現在の粗糖の輸入価格は、国際的な問題といたしまして相当低くなつております。現在におきましては輸入粗糖の価格は非常に低いわけでございますから、国内の相場もそれを反映して、それほど高くないというわけでございます。将来糖価が国際的に相当高騰した場合におきまして、糖価を安定させるために、関税を軽減、免除することができるよう措置を法律的に講じたわけでございます。この関税定率法の改正は、この糖価安定法に同様の趣旨の法律的な規定がございまして、それを関税としてどう措置するかというものを定率法で規定したわけでございます。将来砂糖の輸入価格が相当大幅に上がった場合に、免除することが法律的にできるような措置を講じたわけでございます。

○武蔵委員 そうすると、これからは砂糖のそういう国際的な高騰の場合には国会の審議は要らぬわけですね。ここで包括委任してしまひますから、内部だけで自由に動かせる。いま私は、租税法原則という立場からの質問で、関税収入というものは一つの租税だ、こういう立場から、こういう包括委任を行政府に全部預けるといふことは重要だ、こう考へて実は質問しているわけですね。現在そういう包括的に、国会に一々承認をはからなくとも、行政府の判断で、国際的な変動によつていじれるという品目は、何と何があるのですか。○谷川政府委員 法律におきましてある程度の規定を設けて、政府がかつてにやれないワタは

法律で規定するわけでございますが、あと、その法律の施行についての詳細の規定は政令で処理するといふたてまえに、砂糖についてはなつてゐるわけですが、現在の段階につきましては、同様政令である程度弾力的に措置できるようなたてまえになつております。また、食肉につきましても現在検討を進めておるわけでございますが、一般的に申しまして、租税法主義のもとにおいていかに現実の経済の動きに関税をマツさせるか、非常にむずかしい問題でございます。たとえば、銅の場合におきましても、もしかりに政令で銅の価格の高騰に備えて関税の減免措置が講ぜられていたならば、銅の需要産業におきましては、それだけ時宜に應じた措置が受けられるという利点があるわけでございますが、将来の大きな問題といたしまして、関税をそのときどきの経済情勢、特に国際価格の変動に即応して関税率をきめることがいかにどうか、外国にもそういう例があるわけでございますので、日本におきましても今後検討をしてみたい、こう思つてございませう。

○武蔵委員 現在の場合一々国会の承認を必要とする案件が、こういう今度の改正によつて議決を経なくていい、国会の審議の範囲がそれだけ狭められるわけですね。小さな問題であるかもしれないが、砂糖の問題は、今度は国会の議決を経ない。しかし、糖価安定法という法律で一応価格の基準というものはきまつておるから、根本の根元は法律で規定されている、こうおっしゃるかも知れませんが、少なくとも、国会審議の範囲というものが狭められることだけは間違ひないですね。局長、その解釈はいかがですか。

○谷川政府委員 一つの考え方はおっしゃるとおりであると思ひますが、別の考え方によりますれば、関税の水準をどういふところに置くかという場合に、法律で大ワタを規定して、そののさばる具体的な細目は政令で規定するといふことであれば、全面的に政府の恣意にゆだねるということにはならないし、逆に、かえつて法律の円滑適正な運用を機動的に時宜に即して行なう、法律の趣

旨に沿つて関税率を調整するということにもなると思ふのです。

○武蔵委員 そのことは行政府にまかされるわけですね。行政府の恣意で関税率がいじれるのですから、そういう制度をやつてゐる国は、たとえばどういふ国で、どういふ制度がございませうか。

○谷川政府委員 フランスにおきましては、関税の実際的な運用につきましては行政府でやつておるといふことを承知しておりますが、その他の国におきましても、部分的に弾力的な関税制度をとつておる国が相当あるわけでございます。

○武蔵委員 この点については、関税局としては十分ひとつ留意して運用しない、租税法主義の原則をはみ出してしまふということになると、これはまた国会の論議をかなり引き起こしますから、弾力関税をやる場合には、国会に事後報告みたいな形で承認を受けるとか、何かそういうものがないと、これはやはり行政府に立法府がすべて一任してしまふようになつてしまふのも困る、こういう主張をわれわれはいままでも続けてまいりましたから、この運用については十分ひとつ配慮しなければならぬ、こう私は考へておりますので、その点は十分考へていただきたいと思ひます。

次に、関税法等の一部改正であります。これによると、今回は賦課課税方式から申告納税方式に切りかえるのだ、こういう大きな改正をやるわけでありませうが、申告納税にした場合に、完全に捕捉ができるかどうか。これは、いままでの機構というものをどのように変えるから脱税は捕捉できる、申告をすればこういう点が非常に利点である、そういう利害の問題は一体どういふことになるか、申告納税に切りかえた場合、いい面とあるいは欠陥と、ひとつあなただの考へを、わかつておる点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○谷川政府委員 申告納税制度を実施した場合の関税行政の面における利点の一つは、たとえば、輸入物品に対する通関の時間の短縮ははかれると考へます。と申しますのは、現在賦課課税で

ありますので、輸入申告を輸入者が行なう場合に、税関当局が、このものの税率が幾らであるか、あるいは関税額が幾らであるかということを決定することになっておりますので、そういう情勢のもとにおきましては、輸入者におきまして輸入申告をする場合に税関まかせになりやすい、一方、今度は申告納税制度になりますと、商社が主として輸入業務を扱っておるわけですが、商社としては、その輸入物品についての関税額がどのくらいであるからどういうふうに販売したら収益をあげられるかということの採算の上に立って取引をやっておるわけでございますから、従来ともその輸入物品についての関税価格についての認識はある程度あるわけがあります。しかし、今後申告納税制度になりますという、それを的確に正確に税額につきましても申告しなければいけなくなりますので、関税納付に対する関心の度合いが一そう高まると同時に、税関当局におきましても、正確な関税額の申告が出てまいりますと、税関業務の合理化、簡素化ということもできますので、業者の側についても便利であります。早く輸入貨物が通関されるわけでありますから、税関当局におきましても、輸入貨物がどんなふうえてくるのに、それに応じて職員の数が思うとおり配置できないという情勢のもとにおきましては、税関当局も非常に都合がよろしい、業者も都合がよろしい。今後私どもは切りかえにあたりまして円滑に事を運ぶ必要があるわけでございますので、そういう点のPRにも十分つとめますし、また、個々の通関にあたりまして、当該物品の関税率が幾らかというようになことにつきましても、今後税関は親切に業者に対して教えてあげるというたてまえをとってまいりたい。一方、脱税の問題でございますが、脱税を未然に防止するために、税率についての認識の度合いを深めてもらうと同時に、悪質な、故意な脱税に対しましては、検査によってこれを防止する、摘発するということが必要になるわけでございますが、申告納税制度になりまして税関業務の合理化が達成されますと、それによって浮いた

人員を検査の重点化に投入できる。今後、私どもはまんべんなく、平板的な検査を従来やりがちでございましたけれども、検査のやり方等につきましても十分に考えまして、そういう脱税が起ころなしにように努力していきたい、こう思います。

○武藤委員　そうすると、従来賦課課税方式をとっておりましてかなり違反事件がある。たとえば、おたくのほうで出した資料によっても密輸入をした件数が千九百六十四件、さらに、告発のほうの密輸入が二百十九件、これは非常に件数にしても多いのでありますが、これは申告納税にかえたら、こういうものの捕捉というものが非常にむずかしくなると思いますが、そこは何か現在の機構を少しかえる、いま言った検査の人員をふやすとか、人間の面は触れたのでありますが、何か、特にこの通関のこういう機構をこうかえるのか、申告納税制にしても違反者はそうふえない、それともい言うこの数よりもふえるのと見るか、申告納税になった場合にそこらはどうでしょうか。

○谷川政府委員　申告納税制度に原則として切りかえるわけでございますけれども、法案の中にも書いてございますように、例外として、旅客の携帯品あるいは引越し荷物あるいは郵便貨物につきましては、それぞれ特殊な事情もございますので、従来どおり賦課課税制度をとるわけでございます。ところで、ここにあがっております関税法違反事件の統計の数字でございますが、輸入貨物についての違反も若干ございますけれども、主として密輸でございます、正規の輸入貨物についての関税法違反というのはきわめて少ないわけでございます。そうでございますから、申告納税制度に切りかえるから密輸が減るかどうかという点はあまり関係ない、むしろ、日本の経済情勢あるいは物価の問題等からいたしまして、将来密輸がふえるかどうかという問題はございます。しかし、これにつきましては、検査、取り締まりの計画的重点化ということをいませつかく検討して、新年度から実施に移したい、こう考えております。

ので、今後申告納税になったからという理由でこの関税法違反がふえるということにはならない、こう思っております。

○武蔵委員 現在までの違反事犯の処理状況、どうしても脱税されたものを納めない、こういうような未処理の件数というのは相当あるのですか。

○谷川政府委員 関税法違反で一番多いのは輸入物品に関するものでございますが、密輸出事犯というのは年々減っております、密輸入のほうは若干ふえておる、それに対する措置としては、通告処分を行なったり、あるいは告発をすると同時に関税及び罰金を徴収しておるわけでございまして、事案にもよりますが、この関税を最終的に取り得ないというものはきわめてわずかでございします。

○武蔵委員 時間の短縮になったり、申告納税制のほうが当然民主化され、望むところでありますので、私たちはこの点については別に異存はないのであります。ただ、こういう民主化されたことによつて、かなり申告に虚偽のものが出てきやせぬかという心配をいたしておるわけであります。そういう点については、十分捕捉をするように万全を期してもらふ、こういう要望をいたしておきます。

次に、保税制度の簡素化、合理化をはかるということ、が、今回の関税法改正の大きなねらいであります。現在保税倉庫というものがたくさんあります。これを今回の改正のように、事前承認制を廃止するとか、あるいは一々許可制にしないで、届け出に変更するとか、ずいぶん業者の便宜がこれで実現するわけであります。こういうことによつて一体不正が行なわれないだろうか、これも相手が善良な業者ばかりならば心配ないが、保税制度の簡素化をすることによつて違反事件が相当起こるのではないだろうか、こういうような点はどうでしょうか。現在的人员配置、機構からいって心配は全くないのか、それと、今回こういう改正をいままこで急にしようというのは、前々からこういう制度に簡素化したいと思つていたので、

か、それとも、何か特別な事情が発生したので今回こういう改正をするのか、一体どういうわけで本年こういう改正を提起してきたのか、そこら辺のいきさつをひとつ明らかにしていただきたい。

○谷川政府委員 保税制度の簡素、合理化の問題でございますが、この問題として一番大きなものは、保税工場の制度の簡素、合理化でございます。これは輸出の振興をはかるために必要であります。これは輸出の振興を廃止したり、また保税工場の中におけるいろんな作業に対する税関の監督を合理的に、重点的にやる方向で考えておるわけであります。従来からも輸出の振興の立場から保税工場の制度をどうやってうまく活用してもらうかということについて関係者といういろいろ話し合いを進めていたわけでございますが、保税工場の制度がありながら、これをなかなか利用しにくいというような事情がありました。その一つには、税関が一々うるさいことを言うものですが、ら、貨物が入るたびに承認を受けなければいけない、あるいはその保税工場の建物を増改築する場合に一々許可を受けなければいけない、仕事のほうはどんどん進んでおるわけですが、一々税関の監督を受けていたのではない、保税工場の中における作業も思うとおりのではない、その結果、せっかくの輸出の振興という趣旨が思うとおりうまくいかないというような非常な欠点があったわけです。今回急に出てきたわけではございませんで、長い間かかってこれをどうやって合理的にうまく運用していくかということを研究した成果が、今回の申告納税制度の切りかえと同時にこれもやっていきたい、昨年十二月十五日から輸出の戻税の措置についても拡大をしたわけでございますので、私も、この際輸出振興をはかる上において、関税の制度の上において何かやるべきことがあればどんどんやっていきたい、その一つの問題がここにあらわれておる、こういうように御了解いただきたいと思っております。

○武藤委員 現在、保税工場というのは八百九十一、これが、四十一年度こういう簡素化をするこ

り輸入原料の一部分を使って、歩どまりをちゃんと科学的に計算をして、脱税のないように監督をしておるといへども、やはり八百九十一も保稅工場があると、税関当局では監督がどうもできない

わけです。国内に流しておきながら、税金を納めない、輸入税は免除のままになってしまふ、こういうのがかなりあるような気がするわけです。いま金額はわからぬと言ふからあれだけれど、たとえば、あるとしたら、どういう製品をどの程度入れて国内に売っているか、それがわかると、議論するのに、事実こういうことがあるじゃないかということから議論が始まるのですが、いま金額はわからぬと言ふからあれだが、たとえば、国内に売るのはどういふものが率として多いわけですか。これは局長ではわからぬかもしれませんが、事務局のはうでわかるのじゃないですか。

谷川政務委員　いまのような弊害が生じないように、保税工場の承認をする場合に慎重な配慮を行なっておるわけであります。そういう原材料の製造工程における流れがどうもはつきりしないとか、あるいは、その製品が国内に販売される場合に、その製品に含まれる原材料部分が明確でないようなもの、そういう製造工程のものにつきましては、保税工場の承認を要らない。保税工場の承認をする以上は、輸入関税の通脱が絶対ない確実なものだけを保税工場として承認をしておるわけにございまして、いま御座のような弊害は現生じ

ところないわけです。お尋ねの、それでは保税工場でできた製品が国内にどの程度出ておるか、あ

程度あると思いますけれども、いま的確な数字にはございません。しかし、保税工場の承認を厳格にしておりますので、国内に販売される製品についての輸入関税の把握は確実にやっておるわけです。何分工場が多いものですから、そういう報告は、事務簡素化のこともございまして取っておりませんが、現在の関税収入の中での確につかまえる

ておると確信しております。

○武藤委員 その的確な数字は、あとで局長調べ
てお示しを願いたい。――事務局、わかっておる

のですか。わかつておたつた述べてください。
○植松説明員 いまの御質問でございますが、保
税工場の問題につきましては、厳密にいいまして、
観念を二つに分けなければならぬわけござい
ます。と申しますのは、たとえばここに電線工場
がございます。電線工場は保税工場を利用する非
常に典型的な工場でございます。その場合に、保
税の原材料になりますのは電線銅でございます。
ところが、その電線銅につきまして、もちろん、
その電線銅から製造いたしますところの電線は一
部輸出にも向けられますが、大部分は国内の需要
に充てられるということでありまして、その場合
に、国内の電線に充てられるべしと予定されてい
る電線銅は、大体その製造工場自体が、見込み
によりまして、内国向けとして、つまり、本来の通関
の輸入の手続をとった上でその保税工場を使うわ
けであります。それから、本来どの程度の電線の輸
出があるか見込まれる場合には、それに合うものを
保税原材料として免税に入れるというわけであ
ります。そういうわけでありまして、たとえば電線
工場全体についてみますと、その製造工場に入れ
ますところの電線銅が国内の製造に充てられると
いうことはございまして、それは本来の通関手続
を経てやっておるということございまして、輸
出に向けられるべく予定をされておるところの電
線に充てられる電線銅として、保税原材料として
入られたものが、その後の事情の変化で国内に
無税で入ってくるということは、これはきわめて
まれでございます。そういう見込みで保税原材料
にするかしないかということ、保税工場自体が
判断してやっているということ、さらにそれを
推定をいたしますなら、いま局長申しましたよう
に資料がございませぬけれども、保税工場の手数
料がございまして、この手数料は、保税工場がその製
品を輸出に充てる場合には免除いたしております。
現在保税工場では手数料はほとんどとられており
ません。そういう状況からいたしまして、元来輸出
に充てべく予定しておたつたものは大体におい
て輸出に充てられておつて、きわめてまれな、

キャンセル等の事例があつた場合にこれが国内需
要に向けられるので、これはまれな場合ござい
ます。
○武蔵委員 そうすると、八百九十以上もある保
税工場は、ほとんど輸出専門の工場と国内品を
つくる工場とが、工場の中に画然と分けてい
るわけですか。それとも、輸出のものしかその工場では
つくらぬという制度になつておるのですか。保税
工場として認める何か基準、そういうものがま
らわしくならぬようにきつと、画然と分かれて
いるのですか。
○植松説明員 それは工場の性格によつて異な
っております。たとえば松下電器がテレビの輸出を
いたしますが、これは輸出に充てられるテレビの
製品を製造する工程は他のものと完全に分別い
たしております。それから、これも先ほど局長が申
しましたように、歩どまりでもつて、全体の
免税で入れました原材料がはたして輸出製品に充
てられていくか充てられておらないかということ
が的確に把握できるような性質の保税工場におき
ましては、これは実際にはオートメーション化さ
れておるような現状でございますので、これにつ
きましては、輸出向けのものも内需向けのものも
同一の工程において行なわれておりますが、しか
しそれは、歩どまりによつて的確に把握できると
いうような現状でございます。

○武蔵委員 次に局長、保税工場の加工製造の期
間が、従来一カ年間認められておつたのが、今度
二カ年間に延長される。倍の期限になるわけだ
ね。そのねらいは何ですか。
○谷川政府委員 現在の輸出産業におきまして
は、輸入原材料の手当につきまして、できるだけ
安いときに将来の生産計画を見越しまして買い入
れるという必要があるわけでありまして、従来の経
験によりまして、一年の期間を経過しましてさら
に延長を願ひ出るものも相当あるわけございま
す。そういうような実績を考慮しまして、大体平
均的に二年の期間を限つておけば、輸出産業とし
て採算が合うような原材料の手当で、その後にお
ける製造ができるというふうに考えたわけであり
ます。

○武蔵委員 二年になることによつてどうで
すか。かえつて保税原料のたなおろしをきつと
して、二年の間に監督者がかわつたりして、非常
に業者がやりやすく過ぎて、かえつて捕捉、監督
がしづらくなる、そういうきらいはありませ
んか。
○谷川政府委員 そういうきらいはございませ
ん。特に複雑な製造工程を有するものについて二年の
期間の適用があるのございまして、輸出産業に
おきまして早くものを売りたい、資金ぐりの関
係がございまして、保税工場における期間が二
年になつたからといって、出し惜しみをする、し
たがって関税収入の入りが悪くなるということ
はないわけでございます。

○武蔵委員 それから、現在の暫定措置法による
免税というものが非常に大きい。もちろん、無条
件免税あるいはアメリカ軍の免税、こういうよう
なものもかなり大きいのでありますが、駐留軍関
係の免税あるいは国連軍関係、MSA免税、こ
ういう免税というものを見る場合に、どうも軍人の
家族が無税で仕入れた車その他のものを日本の国
内で他に売却する、こういうような場合などは、
実際上の捕捉ができるのですか。どういう制度
で、どういう方法でこれが捕捉されるようになって
おりますか。
○谷川政府委員 自動車の場合におきましては、
すべて自動車を登録しておりますので、登録原簿
を見ますと、ときどき私も検査しておるわけ
でございますが、日本人に売つておるといふよう
な場合におきましては、ときどきそういうことを
発見しまして所定の手続をとつております。

○武蔵委員 それは輸入当時の原簿があつて、そ
れにナンバーが入つておつて、使用者は何か定期
的に税関に報告するようになっておるのですか。
○谷川政府委員 自動車の登録は陸運局でやつ
ておりますので、現在時点における自動車の所有者
はそれを見ればわかるわけでありまして、それを点
検することによりまして、ことに駐留軍関係の自
動車につきましては別番号でございまして、容
易にそれがわかるわけでございます。

○武蔵委員 三十九年度の駐留軍関係の免税とい
うのは、一体どのくらいになっておるか。三十七
年度までは書いてあるのですね、四十八億二千二
百万円——これは段がずれておるのかね。三十九
年度は税額にして六十四億五千四百万円、これだ
けのものを駐留軍関係に免税しておることになり
ますか。
○谷川政府委員 欄がちよつと見にくいようござ
いまして、駐留軍関係免税、三十八年度は免税額
九十億二千五百万円、三十九年度は六十四億五千
四百万円、四十年年度は大体三十九年度と大差がな
いというふうに承知しております。

○武蔵委員 この駐留軍関係の免税品目というも
のは主として何でございまして、一番多いものは
何ですか。
○谷川政府委員 駐留軍の軍人家族が日本にお
いて外国からいろいろな物を輸入する、その物品
が一番多いわけでございますが、そのほかに、合
衆国軍隊またはその公認調達機関が輸入する物
品、あるいはPXで販売する物品その他ござい
ます。

○武蔵委員 つい最近、日本に観光客がアメリカ
あたりから来る際に車を持ってくる。そうすると、
その車が税関から許可をされて乗れるようにな
るのには——帰りのときですか、日本から向こう
に帰るとき、これがまた非常にうるさい。特に、
田原春次代議士から、いつかひまを見て税関局長
に質問してくれと言われた。実は、きょうはネ
タを持ってこなかったから、ちよつといま詳しい内
容はわからぬのでありますが、何か税関から乗
り出すまでの間に日本のプロカーミたいのが税関
についておつて、なかなかその車を自分で乗れる
ようにはならぬ、日数がかかり過ぎる、観光客が
非常な不満を持っておる、こういう制度はいまの日
本の税関ではどんなことをやっておるのか、そう
いうぐあいについ質問があつたわけだ。現在

○谷川政府委員 駐留軍関係の免税品目というも
のは主として何でございまして、一番多いものは
何ですか。
○谷川政府委員 駐留軍の軍人家族が日本にお
いて外国からいろいろな物を輸入する、その物品
が一番多いわけでございますが、そのほかに、合
衆国軍隊またはその公認調達機関が輸入する物
品、あるいはPXで販売する物品その他ござい
ます。

思う。特に日本の場合には、諸外国、特に欧米の先進諸国というのは、後進地向けの輸出入のウエートが大体二〇％ぐらいのようですが、日本は四〇％ぐらいあるということで、ここらにも非常

に今後問題をかかえておるとするならば、この問題というのは、今後の日本の貿易を伸ばしていくためには非常に重要な問題になる、こう思いますけれども、しかし、具体的にはどうも話が進んでいない。これが私、いまの日本の置かれた状態では非常に問題のあるところだと思しますので、この点について、具体的にはこれは外務省がやっておるのか、どこでどういうふうにすればこの問題は少し解決の方向に進むのか。そのいまの努力をさせていただいておることはわかりますけれども、

○福田(趙)國務大臣　これは外務省が中心になつて、もう少し明らかにしないかと思ひますが……。

て、その出先公館を使ってやつておるわけなんです。それで、いまお話のように、地域統合の動き

が各地で見られるわけでありす。特に一番それが組織化されているのが EEC、こういうことであります。EEC 諸国は、消費力、ものの需要からいうと、もうたいへんなものでありまして、そこへ日本がなかなか足を踏み込めないというところが、日本のこの貿易上の一つの隘路である、こういうふうな認識を持っておるわけなんです。

それからもう一つは、そのEEC諸国というのが、戦前は非常に植民地を持っておった国です。戦後は違った形において旧植民地との間の経済提携というものが行なわれておるわけであります。それももう一つこの日本の通商拡大なんかの壁になるといふ要因かと思ひます。それで、ケネディラウンドということがケネディによつて主張され

た。私は、あの思想というものは、そういう障壁を打破する上において非常にいい影響がある、こういうことを考えますと、日本もケネディラウンドにまっすぐ乗っていくべきである。こういうふうに考えておるものでありますが、しかし、何せ

ただいま申し上げましたような一つの経済共同体をつくらうという動き、また、旧植民地との関係、こういうものもあって、なかなか急速の解決は困難だという状況かと思えます。いま、外務省の経済局長が見えていますからお答え申し上げます。

○加藤(臣)政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、ヨーロッパ、特にEEC六カ国との通商関係、これをほかの地域と比べまして伸び率が非常に少ない。EEC六カ国の国民総所得あるいは一人当たりの所得等から見ても、日本とEEC諸国との貿易はもっともと拡大してしかるべきものであるというふうに、外務省だけでなく関係各省ひとしくそういうふうに考えております。そこで、具体的にEEC諸国の差別待遇問題をどういうふうな処理いたしておるかとお聞きしますと、もちろんEEC構成国の各国、ベネ

公式に示しておりますのですが、今度の問題のためにこの対日共通政策の意見の一致がなかなかできず、それが延び延びになっていいます。そこで、EEC諸国を打って一丸とする交渉というのはなかなかできないという事情にございますが、新聞等にも出ておりますように、パリにおきまして、O E C D の場を通じまして二十三日から日本の通商政策並びに日本が通商いたしておりますO E C D メンバー諸国の対日通商政策という問題につきましても、われわれは、従来ヨーロッパ諸国が非常にいわれない日本人の市場擾乱という問題について、いまだに輸入制限的な措置をとっているのは非常に理解しがたいというようにお聞きします。この場ではモラルプレッシャーと申しますが、そういうものをどんどん加えるように努力いたしております。

○堀委員 EEC諸国の問題というのは、急にはいかないと思っておりますけれども、しかし、これは少し努力を積み重ねていかないと、やはり日本の輸出というものがだんだん重化学工業といいますが、あるいは精密機械、そういうふうな方向にきておるにかかわらず、やはり先進諸国との貿易の比重が依然としてあまり伸びないというのは、今後の日本の貿易を拡大していく上には大きな問題になると思われますので、特に善処を要望しておきたいと思っております。

その次は、今度の関税をずっとながめてみますと、これまでのナイジェリアその他の片貿易は正のための関税の取り扱いがかなり出ているのと、一つは韓国との問題がいまこの関税法の中に出てきておるわけです。そこで、後進国との貿易の問題というのは、これはナイジェリア一つとてみても、われわれとその他の国の生活環境の相違でありますか、どうも日本だけがひどく出超になっていて、向こうの入超のほとんどは日本の出超によって埋められておる。その他先進諸国は、大体輸出入バランスがとれておるのとは一体どういふところに基因しておるのか。生活様式の相違というものが当然あるからだろうと思うのですけれども、

この点について、どなたからでもひとつお答えをいただきたいと思っております。

○加藤(臣)政府委員 これはわれわれのほうも非常に問題視いたしまして、ことに、先進諸国の在外公館を通じて、先進諸国がアフリカその他後進地域との貿易のバランス問題をどういうふうな調整しているか、特に割り高の一次産品をどういう施策をもって買い付け促進をやっておるかというところを数次にわたって調査いたしました結果、西欧諸国、これはアメリカを含みまして、政府の措置として特に割り高なものを買入というようにすることは、具体的にはほとんどやっておらないという結果が出ております。ただ、御承知のように、アフリカをはじめ、西欧諸国の旧植民地であつた関係から、そういうところの大会社が昔から根をおろしておるというところで、青田買

いみたいな制度であるいは金融上のいろいろな優遇措置とかいうようなことで、西欧諸国が非常に根をおろしておるだけに、一次産品の買い付けについて、最近進出したわが商社に比べれば非常に有利な立場にあるということは言えるかと思ひます。

○堀委員 まあ、今後後進国とは――彼らのほうでは援助よりも貿易だというのが大体の考えだと思ひます。これは援助というのは、たいていタイドローンなんかになっておるから、向こうとしては非常に使いにくい。それよりも貿易をやつてもうえれば、それによって得た外貨というものは自由に使える、こういうことがあると思ひますが、ここで例を一つあげて申し上げると、今度コー

ビーとコーアは、これらの一次産品買い付けのために無税にする――基本税率はありますけれども、暫定無税だと思ひますが、実は紅茶だけが日本は三五%、EECも二五%ですけれども、非常に高い関税が取られておる。これはコービーとコーアは国内産がない。紅茶は国内でつくつておるといふことに確か問題があると思ひます。一体日本の紅茶の生産量というものはどのくらいなのか。特に

鹿児島に集中しておるから、ここは山中貞則君とかあるいは有馬輝武君とか、鹿児島県のそうそうたる者がおるのだいふ影響力があると思ひますが、日本における紅茶の生産量はどのくらいかということをお伺ひしたい。

○小林(誠)政府委員 お答え申し上げます。

日本におきます紅茶に属します品種の栽培面積が約千五百町歩でございます。その中で、ちょうど紅茶の出回ります時期は新茶が出回る時期でございますので、緑茶に相当回ります。大体三百八十トンぐらいが緑茶に回ります。紅茶に回りますのが八百四十トンばかりで、トータルでは千二百二十トンばかりでございます。そのほかに、実は在来種のお茶から紅茶に変わりますのが大体四百百トンでございます。合わせて大体千二百トンぐらい国内産の紅茶はあるわけでございます。

○堀委員 この紅茶の関税問題というのは、これは非常に後進国では大きな問題になっているように思ふ。この前私ちょっとジュネーブに参りましたときに、青木大使もこれには非常に頭を痛めておる、こういうふうな話を聞いたわけですから、この紅茶は、私の聞くとこころでは、あまり良質のものではないようですね、国内産というものは、外国から上質のものをを入れて、それにまぜて何か国産として使つておる、こういうふうな聞いておるのですが、そのあたりのあたりはどういうことでしょうか。

○小林(誠)政府委員 お答えいたします。

国内の紅茶の需要でございますが、これは食生活がだんだん変わつてまいりますので、需要量は相当に多いわけでございます。四十年程度では大体三千五百トンくらいと踏んでおりましたが、四十一年度では、それが四千三百トンくらいになるのではないかと。それで、先ほど申しました千二百トンくらいを差し引きまして、その差額の三千百トンくらいを輸入しなければならぬというふうな考えておるわけでございます。

○堀委員 私は、やはり関税を、これはものに

来どうしてもこういうような一次産品で後進国と競合する品種のものについては、少し作付転換というか、何かもう少しそういう総合的配慮をしないと、なかなかこれはむずかしいのではないかと、だから、単に関税面だけの処置ではこれはいけないので、国内で紅茶ができる以上はなかなか競合になると思うのですけれども、そこを省いて、農林行政上どうしてもいまのような紅茶でなければならぬのか、あるいはそれは緑茶その他に転換をして、製法なりあるいはいろいろなことで、もうちょっとこういう面では後進国側の要望の入れられるような方向にならないのかどうか、ちょっとその点を……

○小林(誠)委員 御存じのとおり、紅茶の主産地は鹿児島県がほとんど大部分を占めておられるわけでごさいます。鹿児島県は、御存じのとおり、台風の常襲地帯でございまして、ほかによい作物がないというようなことから、やはりこの紅茶と手を切ることはなかなかむずかしいことだと思っておるわけでごさいます。この紅茶のいまの樹齢でございまして、非常に幼樹が多くて、これから生産が上っていくわけでごさいます。しかし、全体といたしまして、今後紅茶をそれほど大きく増産をする、むしろ作付面積をふやすというようなことはあまり考えていないわけでごさいます。むしろいい品種に切りかえていくというふうな方針でやっておるわけでごさいます。何ぶん、先ほど申しましたように、需要は年々これは増加するわけでごさいますので、そういう意味で、やはりセイロンその他の国から相当今後輸入しなければならぬ、むしろその量は増加するのではないかと、こういうふうに考えておる次第でございまして。

○堀委員 ほかのものです、コーヒー、ココアが免税になってしまつて、紅茶だけ三五%が残っているというものは、こういうものを産出しておる国としてはやはり非常に抵抗を感じるのではないかと思いますので、これは少し何か具体的方法によって、国内産を圧迫しない程度で、しかし後

進諸国側の需要も考えてあげるといふ処置は必要ではないかと思ふのです。私自身も実はあまりコーヒーは飲まないけれども紅茶のほうは飲む、そしてみると案外日本で飲む紅茶というのは高いのですよ。非常に高い。これは関税だけではないかと思ひますけれども、もう少し紅茶なんというものは安く飲めるような処置があつていいのではないかと、思ふので、後進国の貿易促進との関連でひとつ今後検討してもらいたい。

本会議も間もなくですが、一つだけ大臣に伺いたい。実は、私もこれまでいろいろな貿易問題を見ておりました、特に一昨年海外諸国を歩いてみたときに、日本の貿易の伸び方が、どこかに物が売れ始めると、これが算術級数的でなく幾何級数的にふえる、こういわれております。ちょうど私もが西独へ参りましたときに、ゾーリングに日本の洋食器が洪水のように入る、あるいは洋がさの骨が非常な勢いで入ってくるというもので、いろいろと話題になっておりましたけれども、私は、この問題の中に日本の大型商社の問題というのがある、どうも介在しているような感じがして、しかなかないのです。大体、本来ならばメーカーができるだけ直接向こうのそういう取引先と交渉をするというものであれば、私は、まだこういう過当競争が避けられるのではないかと思ふのですが、ともかく、日本の商社というのは、どこかが売り込みの話がつくと、そこへ一斉に集中してきて、そしてわれもわれもと値段を下げてたり、ペーパをしたり、いろいろなことをして過当競争を起してゐる。この問題は、日本の商社というものは、金融政策上からいっても私は問題のあるものだと思ふし、世界的にどうも日本のようなマンモス商社システムというものはあまりないのではないかと、こう思ふのです。最近ちょっと調べたところなんです、播磨鉄鋼という姫路にある工場が倒産しかつた。調べてみると、ここはメインバンクがない。設備投資その他はどこから金が出てくるかという、これは兼松という貿易商社が金を出してやっておる。ですから、取引銀行とい

うのは手形割り分だけしかない。そして兼松というのはいまのマンモスは何かと思つたら東京銀行だ、こうなる。これはいよいよ手をあげかけてから救済してやろうにも救済の手がなかなかつきにくいような仕組みになっている。私は、どうも日本の商社というものが、そういうふうな設備投資にまで手を伸ばしてやっておるものが、やはり過当競争に非常に原因をもちますし、同時に、金融面から見ても、まるで金融の機関のような措置を日本の商社はいふんやっておる。ここらを含めて、日本の商社というもののあり方は、金融面を含めて再検討の余地があるのではないかと。こういうマンモスの商社というものが、かえつて私は――ある一面としてはいい面があるかもしれない。しかし、過当競争という面では非常に悪い面もあるのじゃないか、こう思ひますけれども、それについての大臣の答弁を伺つて、午前中の私の質問を一応終つておきたいと思ひます。

○福田(勉)国務大臣 マンモス商社、これがいい仕組みであるか悪い仕組みであるか、これは私は相当議論のあるところだと思ふのです。ただ問題は、そのマンモス商社が日本ではあまりにも数が多いのです。これが競合合つてゐる。そこに諸外国に対していろいろトラブルを起す根源があるのではないかと、そういうふうな感じがいたすわけですが、いまこうもりの話がありました、外国だつてこうもりの話がありました、外国の販賣店もあるわけですが、そこへ日本のこうもりがどつと安価低廉に大量に出ていくということになれば、相手国でも中小企業問題が起こりましようし、それがまた国会で議論もされましようし、日本品に対するいろいろな批判が起こつてくる。私は、いま御指摘の商社制度がいいか悪いかについては、にわかには判断は申し上げかねますが、しかし、うふうには判断は申し上げかねますが、しかし、そのあり方、これには問題がある、そういうふう

に思ふわけでありまして。いま、日本品が諸外国でいろいろ問題を起す。日本の貿易を大いに伸張させなければいかぬけれども、外国の障壁を撤去する、これも一つであります、同時に、その障壁を設けさせるゆえんのものゝわれわれは深く反省しなければならぬ。お話ごもつともだと思ひますので、最善の努力を尽くしていきたいと思ひます。

○三池委員長 午後四時に委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後一時五十九分休憩

午後四時二十分閉議
○三池委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。堀委員。

○堀委員 午前中の質疑に引き続きまして、現在、関税上の措置その他以外に、アメリカ、イギリス、カナダその他で、わが国が自主規制という名のもとに輸出を制限しておる問題がございまして、現状における自主規制というものの内容について、これは通産省でしようか、お答えをいただきたいと思ひます。

○高島政府委員 自主規制という形でやっております国内制度として申し上げますと、現在、法律といたしましては、輸出入取引法というものがございまして、これで輸出業者――これはメーカーも業者という立場で加わることもございまして、輸出品者及びメーカーが協定を結びまして、数量あるいは価格、品質、デザイン等々の輸出に關連する事項につきまして協定を結びまして、そして自主規制をやっております。あまり安い値段で出さないとか、あまり多量に出さないとかいふ協定を自主的なやり方でやっております。その他、これは品目により、仕向け地によつて非常にばらばらになつておりますが、私の記憶では二百近くできておるやうであります。そういったスタイルで出しておるわけでごさいます。

○堀委員 この自主規制は、わが国の側から言へば、自主規制と名前がついてゐるのですから、その主導性がこちらにあるように見えておりますが、

れども、現実には、どうも相手方、二國間とい
ますか、そういう間での向こう側の意向が反映し
ておるのではないだろうか、こういう第一点の問
題があると思う。第二点は、この自主規制をやっ
ておるものを、両方広げようという問題について
は、相手国は自主規制というのをおまえのほうで
かつてやることで、こっちのかかわり知らぬこ
とだという考え方が間々相手国から聞かされてお
るように私は聞いておるわけです。ですから、
この自主規制という名の輸入制限といいますが、
貿易制限という問題は、いま二百品目、いろいろ
あると思います。相手国との関係でいろいろある
うと思ひますが、どの程度のほんとうの自主規制
なのか、相手方からある程度強制という言い過
ぎかもしれないけれども、強制されておる自主
規制なのか、その点は、国別に多少違いがある
のではないかと、こう思うのですけれども、この
点についてはどうでしょうか。

○高島政府委員 非常にデリケートな御質問でござ
います。いささか迷うわけでございますが、
自主規制をやろうというところになってまいりま
す背景としては、やはり相手国の中で何か障害
を受ける産業もある、一般の人も騒いでおると
いったようなことが実態的に背景になってまいり
ます。そういうところへ、日本側のほうから、幾
ら採算が合うからといって、力があるからとい
て、輸出がぐんぐん伸びるまでほうっておくとい
うことは、結局その市場を長期的に失っていか
く、また、狭くなつていくという形になってまい
ります。したがって、外交上の経緯は一々私も記
憶いたしません、どちらから言ひ出したのか、ど
ちらが強く言ったのか、これは慎むべきだとい
う。日本側のほうから先に、これは慎むべきだとい
う感じがアブローチしたケースもありま
す。また、相手国のほうから、こういふ問題が
起こつたといつて強く言われて、なるほどと思
つてやうなこともございます。これは非常に段
階がございすけれども、結果においては、やはり
日本としてはそれだけのことをやりますと、輸

出の市場の確保が結果的にはできない、こういう
判断ができましたところで、ただいま申し上げま
したような法律に基づいた自主規制の体制に入
つて、こういふ手続をとつております。ものに
よつては、おつしやるように、確かにニュアンス
はいろいろございしますが、これは私も一々正確に
記憶いたしておりません。経緯は多岐にわたります
ので、省略させていただきます。

○堀委員 私は、けさからいろいろ議論している
中で、対日差別の問題で、一つは、さきさきよう
な、朝ちよつと触れたのですけれども、依然とし
てこれまでの差別品目として残つておる問題、も
う一つは自主規制という形で残つておる問題、も
う一つは、一々ライセンスをとらせるという形
で、実質上はもう輸出が非常に困難になつてい
る問題、この問題の中には三つあると思ひます。で
すから、私は、今後の問題は——いまこの問題に
ついての外務省の担当はあなたのはうじやありま
せんね、経済局のほうで、いまいないようです。か
ら、それには触れさせないけれども、日本の場合に、
ナショナルインタレストという点について、どう
も諸外国より日本のほうが弱いような感じがして
ならないわけですね。戦前はそんなことはなかつた
のですけれども、戦後は、外国のほうからどう
もややナショナルインタレストというものを強く
主張して、わがほうは常にそれに押されがちとい
う感じがしてならないのです。ですから、この点
は、ひとつあとで大臣が来られましてから綿製品
協定の問題を含めて議論したいと思つております
けれども、自主規制というものが、本来の自主的
なあり方で行なわれるならいい、ところが、間々
向こう側が、おまえのほうはかつてにやつていた
のだといわんばかりで、なかなかこれが改善等に
ついての配慮が行なわれないようなものがあると
すれば、やはりこれは日本の貿易を今後伸ばして
いく上には大きな問題にならうと思ひますので、
午前中に触れました対日差別の問題とあわせて、
十分ひとつ通産省としても、その他政府として、
また、通産省だけではなく、外務省もそうでは

うし、大蔵も関係があると思ひますけれども、ひと
つ総合的に考えていたしたいと思います。

次に、後進地域の今後の貿易のあり方として、
午前中には紅茶の関税その他に少し触れたので、
次に外為のときにも議論しておきたいと思ひます
けれども、日本の後進地域に對するいまの貿易量
が四〇％近くになつておるから見れば、こ
の問題は、やはり相当長期的に考えていかなけれ
ばならない。ここで、皆さんのほうでは、何か事
業団によるとかあるいはジェトロによつて一時的
にこの問題を糊塗しようというふうな考え方があ
るやに聞いておるわけですから、通産省としてこれ
の後進地域に對する考え方をちよつと簡単に述
べていただいて、あわせて、外務省としてはこれ
についてはどういうふうに考えているのか、後進
地域の貿易の拡大についての今後の方法ですね、
これについてちよつと通産、外務からお答えをい
ただきたいと思ひます。

○高島政府委員 いわゆる後進国、発展途上諸國
の貿易は、最近輸出の關係で若干伸び悩むとい
うようなことを聞いております。しかし、ウニート
は非常にまだ大きいと思ひますし、今後大いに
伸ばしていかなければならぬ大事なマーケットだ
と思つております。ただ、その際に、こういふた
うなものを中心として生産いたしておりまして、
日本としてもこれが買えるという体制になりませ
んと——これもその程度はございしますが、いづれ
にしても貿易バランスということにはほど遠い。
それだと、日本の輸出も輸入制限を受けたらする
といふことが従来からガンになつておるの、先
生御承知のとおりでございます。それに対しての
臨み方でございますが、従来主として考えてまい
りましたのは、やはりいきなりこういふた國の品
物を買おうといひましたも、紅茶の問題のよう
な国内産業の關係はちよつと別といたしまして、
第三國と申します、アメリカ、オーストラリ
ア、カナダ等の、いわゆる先進諸國の第一次産品あ
るいは鉱産物というふうなものが、価格からい

て、安くて品質がよくて、結局日本の企業コスト
に安く入つてくるということであれば、どうして
もそちらを買ひ付けていくのが現在の自由化の体
制のもとでの必然の結果になつてまいります。そ
れで、その克服のしかたとしては、やはり安くて
品質のいいものが向こうで大量に生産されるとい
う形にできるだけ持つていききたいと思ひまして、
いわゆる日本からの海外経済協力と申しますか、
あるいは投資の形でいくこともございしますし、あ
るいは政府からの借款の形でいくケースも最近非
常にふえてまいりました。さらに、単純なる延べ
払いでも、延べ払い条件を次第に緩和して、プラ
ント輸出をして開発に充てるという形で、一次産
品自身を生産する基礎になるところにさういふた
資金をつぎ込む、あるいは場合によつては技術指
導をやつていく、農業、工業等の技術指導をやつ
ていくという形で、物それ自身を安くしてい
う、こういふたオーソドックスな方向の努力を
ずつと重ねてまいつたのでございします。ただ、現
実の問題としてしましては、さういふことが効果をあ
げる前に、特に東南アジアからやはずれており
ます中近東とかアフリカとかいう諸國の事情を見
てみますと、物が高いままに何とか買つてくれ、
ヨーロッパのほうには買つておるじやないか——午
前中に経済局長からちよつと答弁がございした
が、従来からの一つの歴史的つながりで向こうは
買つておる、しかし、こつちは買つておらぬとい
うところをつかれる實際の問題もございします
ので、こういふものに対しては、民間の輸出業
者、輸入業者が相互に話し合ひまして、輸出のほ
うの市場を守るために、やや無理でも輸入をする
といふ形の制度を現在やつております。これに対
して若干の応援をしていきたいといふことが、先
般の、ジェトロなり何なりを使ひまして若干の新
しい制度を考えていきたいといふねらいでござい
ます。それで、経済協力の基本姿勢として、安
い物をまずつくらせる方向にいくことが本筋だと思
ひますが、輸入制限等とからんでタイミングを失
することがあつてはいかぬと思ひまして、あ

あ

いった形のものも新しい方法として検討できぬだらうか、こういうのが私の気持ちでございます。

○堀委員 外務省、ひとつその同じケースについて……

○西山政府委員 ただいま高島局長説明のとおりと考えております。ことに、外務省としてしましては、やはり長期的に見ますれば貿易が非常に大事でございまして、結局、後進国の輸出が伸びまして貿易収支の問題が解決しませんと、長期的にはその国の経済というものはなっていないといふぐあいに考えておりますので、日本の輸出の面もさることながら、後進国の輸出が増大する、またその基礎になりますようないろいろな基礎的条件の改善、そういうようなものに経済協力を今後重点をおいていきたい、こういうぐあいに考えております。貿易収支の問題は直には解決しないかと思ひますけれども、ただいま貿易振興局長が答えましたとおりに考えております。

○堀委員 この問題は、短期的な問題と長期的な問題とやはり併用しなければならぬと思うのです。私は、この前も本会議で少し質問をいたしましたけれども、どうも日本の国際収支そのものが安定してないものだから、長期的なものがなかなかやりにくいというのが、実は日本のいまの現状じゃないかと思ひます。しかし、それだからといってこれをほうっておくと、ほうっておけばおぼろげに、今度は実は短期的な処置ではできなくなつてきて、その結果は、さらに国際収支にはね返るといふ悪循環になるおそれもあると思ひます。この点について、私、この間少し本会議でも議論をいたしましたけれども、いまの日本の計画その他がやや安易に過ぎるのではないかと感じましてなりませんが、その点についてはやはりステディに、しかし、やらなければならぬことはきちんとやるということをやっておいてもらわぬと、先へ行つては追いつかないという問題になりかねないので、その点は特に要望いたしておきます。

大臣が入られましたので、私の本論のほうに話

を戻しますが、きょう通産大臣にお聞きしたいのは二点でございます。

その一つは、いま関税法の問題をやっております中で、ファスナー、ジッパーといふもの、この問題について、昨年私ども大蔵委員会でも吉田工業という富山にある工場を見学いたしました。私が非常に感心をいたしましたのは、かつては手工業でやつておりましたジッパーを、ほとんど完全に自動化をして、人件費を極度に合理化をして、私は企業として非常にびっくりな企業だといふふうに思っております。この企業が、アメリカ、豪州その他に対して輸出をやつてまいります過程で、いろいろな形で実は締め出されておるわけです。あとで大蔵大臣が入られましたら、関税面の問題については大蔵大臣のほうにお話をいたしますけれども、いまこのジッパーは、四セント以上のものについては四〇％、四セント以下のものは五〇％という高率関税が片面で課せられておるだけではないか、今度は綿製品協定のワグの中で、そのジッパーのジッパー・チェーン及びテープそのものが極度に小さなワグの中に追いつめられておる。こういうのが実は実情なんではないか。

そこで、私が大臣にお伺いしたいのは、日米綿製品協定の問題は、ことしの末になりますと一応協定期間が切れるわけでありまして、これはガットの一般協定ですかの問題でも取り上げられることになるだらうと思ふのですが、私は、この一般的な綿製品協定というもののの中には、やはりブラウスの問題とか、いろいろな問題があるかと思ふのです。しかし、そういうふうなもの、ジッパーのように日本の技術によって非常に合理化が促進されて、それが本来の意味での輸出競争力を持つておるようなものについての製品までも一様に綿製品協定のワグの中で締められておるの、非常に私は不合理だといふ感じがしてならないわけでございます。実は、綿製品協定ができたために、YKKではアメリカに工場をつくつて、日本からテープを入れて、向こうの労働力で向こうで生産をしておる。ところが、その自分の

工場を使うための綿テープすら制限されていて思うように向こうへ送ることができない。こういう点は、私は、綿製品協定の改定時期にあつたて、一般的に、ただ売りっぱなしの商品と違つて、日本がわざわざそういう新しい合理化した機械を持つてアメリカに進出をして、向こうの労働力でも向こうでつくつておる、その原材料であるテープまでも、要するに、綿製品協定のワグの中で非常に圧縮をしておるというふうなやり方は、これは私はもう少し考えてみる必要があるのではないかと、こう思ふのでありますが、ひとつ、綿製品協定の改定時期にあつたて、こういう特殊なものに対する取り扱いについて通産大臣のお考えをちょっと聞いておきたいと思ひます。

○三木国務大臣 堀さん御承知のように、国際綿製品取りきめが来年で期限が切れるものですから、その間、暫定取りきめのような形で綿製品取りきめをやつたわけです。それ自体はだいぶ改善にはなつています。ワグを五〇％ふやしたり、ワグ内で流用したりするの非常に弾力的な運営をしたり、改善はなつておるけれども、根本的には、いま御指摘のような不合理がたゞさんあると思ひます。これはしかし、国際綿製品取りきめが一体どういう経過をたどるか、アメリカとの関係もこれは暫定協定でありますから、国際綿製品取りきめの推移ともならみ合せて、いま言われたような点は、私も話を直接聞いたこともございまして、相当不合理な点もあつたので、これが暫定協定でありますために、いろいろこれが本式なものになる場合には改善をせなければならぬ点が非常にたくさんあると思つております。

○堀委員 私は何もジッパーだけをというわけではありませんが、たまたまこの経過を詳しく説明を聞いてみますと、なるほどもっともだといふ感じがしてならないわけです。当初は製品で輸出をしておつたところが関税でだめになり、そこで今度はジッパー・チェーンといふことで、初めは綿製品という形で輸出をしておつたら、これも部品だといふことで押えられる、その次に、今度はし

かたがないから向こうへ工場をつくつて、そうしてテープを出す、こういうことになつてきたようでありまして、その間、ひもつきテープ等は、初めは五〇％の関税であつたものが二〇％に下がつた等、関税のほうは下がつたけれども、ワグが狭められておつては関税が下がつてもどうにもならない。こういう問題が実は出てるようでありまして、ひとつその点については、何かYKKでは、いよいよだめならば、今度は向こうにまたテープをつくる工場をつくらなければならぬ、そんなことになるのは私非常にむだな投資のように考えられますので、この点は、協定の今後の取り扱いの中で注意をして処置をしていただきたい、こういうふうに思ひます。

第二点の問題は、一昨日、土曜日から新聞紙上にだいたい出ておりますが、西ドイツが中国に対して鉄鋼のプラントを輸出するというところで、これは西ドイツだけではなくて、欧州各国の共同になる契約のようでありまして、五年程度の延べ払いによつて応じるのだといふことが出て、これに対してラスク国務長官は、あまり望ましくない、何とか考えてくれといふようなことを新聞で読んでおるわけです。実は日本の中国貿易の問題を少し私資料で見て調べてみますと、三十八年には、中華人民共和国向けの輸出が六千二百四十万ドルで、輸入が七千四百六十万ドルくらい、そのときの台湾のほうに対する輸出が一億七千万ドルで輸入が一億二千二百六十四万ドル、ところが四十年になると、大体中華人民共和国向けが約四倍くらいにふえて、二億四千七百万ドルが日本からの輸出であり、輸入が二億二千万ドル、非常に中国貿易は急激に拡大をしてまいつております。台湾の貿易は、その間、輸出については約倍で二億一千七百万ドルくらいになり、輸入は一億五千万ドル程度というところで、私は、台湾とのか何かわかりませんが、小さい地域であるし、人口も少ないわけですから、それとの貿易量というものにはおのずから限界があつて、幾らでもふ

えるというのではないと思ひます。しかし、中国のはうは、何といつてもあれだけの大きな国であり、人口も六億をこえるというわけであり、市場だと思ひます。日本もそういうことで非常に貿易量が拡大をしておる中で、今度は西ドイツが——これまで比較的西ドイツというのは日本に近く、アメリカと戦った同じような敗戦国の一つでありましたから、その意味では比較的アメリカの意向に忠実であつた国のように私は理解をしております。ところが、その西ドイツすらも、日本のビニロン・プラントや何かとお話にならない鉄鋼のプラントを輸出する、それも延べ払いで輸出をするというこの段階にきて、私たちは、日本の今後の中国市場に対する延べ払いその他の問題がいつまでもいままのようには停滯していいものかどうか、これは私非常に重大な問題ではないかと思ひます。特に、日本の今後の貿易構造は、私は、いまはなるほどアメリカが非常に大きな輸出の市場になっておりますけれども、いつまでも現状のような状態が続くと思ひます。これはやや安易に過ぎるのではないかと、やはり全体として、フランスがとれながら——先進国向けも少くありません。午前中、私はE.E.C.向けの議論を少しいたしました。E.E.C.の差別の問題その他も含めて、どうもE.E.C.関係の輸出その他が停滯しておるわけでありまして、こういうものも伸ばしていかねければならぬし、同時にまた、後進国向けの、低開発国向けの貿易もウェットが四〇%程度あるわけでありまして、これも伸ばしていかねければならぬと思ひます。しかし、あわせて、最近六〇%近くになっておるこの共産圏貿易というものは、これはよほど真剣に考えないと、西欧諸国にかなりインシテチブをとられるおそれがある段階にきておるのではないかと、こういうふうにお考えのわけですか。これについて私は、いろいろ吉田書簡その他もありまして、うけれども、しかし、貿易の問題というものは、時期を失すればそれだけ向こうが地歩を占めるわけでありま

から、おそろしく、いま西欧を含めて輸出競争というものが相当な激しさを加えておる今日、いまのような安閑とした形での処理は許されぬ、こう考えるのですが、ひとつ通産大臣、この西独に關連して、対中国貿易の延べ払いについて少しお考えを伺つておきたいと思ひます。

○三木國務大臣 御承知のように、いまは中共の貿易に対して輸銀の申請は出ていないのです。したがって、ここで公式的に御答弁をするとなれば、申請が出た場合にケース・バイ・ケースで判断をいたします。こうお答えするよりはかにはない、いま出てないのですから。しかし、この問題は、まあ、それは非常に公式的な答弁でして、やはり日本の場合も、いま御指摘のように、中共のマーケットというものは将来無視することのできない大きなマーケットですから、貿易の拡大ということは、日本も貿易政策の上から考えざるを得ない。しかし、中共貿易が過去五十年で五倍くらい伸びたのですから、五億ドルに接近するようですから、そういう延べ払いの方式でなくとも、これくらいの力をやはり持つておるわけですね。さらに、延べ払いの問題なども解決されるならば貿易は拡大していくでしょうが、自主的な判断をするという中には、もういろいろの要素がその中に入るわけでありまして、この自主的な判断をそういう申請があつた場合にすることとして、實際輸銀の問題なども、やはりこれは一つの懸案事項でしよう、やはり検討をしなければならぬ問題の一つであります。ただ、しかし、西独がやつたから日本が右、左にすぐだということにはならぬ。やはりおのおのその国の立場がありますから、西独も、それは考える場合の一つの要素ではあり得ましようけれども、西独がやつたからすぐ日本も、そういうふうなことではない、西独の立場と日本の立場との違いもありますから。しかし、西独がやつた、やらぬということにかかわらず、この問題は、やはり懸案として日本が真剣に検討しなければならぬ課題であると私も考えておるわけですね。しかし、實際には輸銀のそういう申請

がありまけんから、申請の出た場合に検討をいたしましやうとお答えするよりはかにはないと思ひます。

○堀委員 いまのことは抽象的で、私の伺つた答弁にあまりなつてないのです。なるほど、いま確かに申請が出てないでしょう。そこで、かりに、たとへばこの前出であつたようなニチポールのビニロン・プラントのようなものの申請が出たといひます。これはビニロン・プラントですから、何も戦争に直接関係のあるものではないのです。これは民生の安定です。いま、われわれがきわめて不当な処置だと思つておるベトナム戦争もアメリカがやつておる中で、何しろ製鉄事業というものはいろいろな意味で戦力に非常に関係があるが、ビニロン・プラントと製鉄プラントというのは、そういう意味では月とスッポンほど違つてわけです。ベトナム戦争をやつておるアメリカと非常に密接な点では、日本も西独もいろいろの立場上非常に似ておると思うのですが、その西独が、あの海のかなたから割り切つてこの問題をやつておるといふことは、なるほど大臣のおっしゃるやうに、それとこれを直接にからませなくとも、これは日本にとりましてはまことに重大な問題だと思ひます。これは足元から鳥が立つやうなものです。ですから、そういう段階に、もしビニロン・プラントについての申請が出たとしたら、これはケース・バイ・ケースで、輸銀を使う、使わないといふことの先に延べ払いを認めるべきではないのか、こう思ひますけれども、大臣どうでしよう。

○三木國務大臣 これは非常に仮定で、出た場合にどうだといふことをお答えすることは、この問題にここで答へる性質のものではないと思ひます。それは實際に出た場合にどうするかといふことを政府がやはり判断するよりはかにはない。御承知のように、延べ払いといつても、輸銀を使わない延べ払いならば、それはいままでもやつた例もあるわけですね。しかし、どうしても五年以上といふことになれば輸銀を使わざるを得ないですか

ら、結局は延べ払いといふのは結果的には輸銀を使つておるやうなことになるので、この問題については、一時輸銀をストップしてありますから、今後新たに輸銀を使うという問題になれば、いままでストップしておるのを、新しいものが出てくるか、いままでのものをやるかは別として、やはりそれが出てきた場合に、政府としていろいろの角度からこれに検討を加へざるを得ないので、ここで私が、それが出てくればやりますと答へるというわけにはいかぬ。従来からやつておれば別ですけれども、ここでは、やはりそういうものが出てきた場合に政府として、これは慎重に検討いたしますと言つた以上にはお答えできない。しかし、この問題については、やはり政府も真剣に検討しなければならぬ重大な問題であるといふ、問題のとらえ方には私は異存はないです。しかし、いまここで出したら許すかという問いに対しては、その場合に検討いたしますとお答えするよりはかにはないと思ひます。

○堀委員 それでは、ちよつと角度を変へまして、現実の問題としては大臣もお答えしにくいでしょうが、理論的にはどうでしょう。これは出てないものを出したというのは議論になりませんから、現実の問題をちよつと横に置きまして、理論的には、要するに西ドイツの場合には延べ払いをやるといふことの方針をきめてきたわけですね。日本の場合にはものが違つておるわけですね。それから、やうな場合になると、理論的には同じ、要するに、あなたの方の言う自由陣営内の国同士であつて、それも、たとえばフランスのように、ちよつと特殊な位置にあるものではなくて、対米関係においては日本と同様にきわめて密接な状態にある西ドイツの場合、そうして西ドイツというものは、いろいろな点で日本以上に実は共産圏問題については神経過敏な国です。その最も神経過敏な国がそこまで踏み切つておるといふ一つの理論的な問題がある。日本の場合に、理論的に考えてみるならば、一番に、非常に近いといふことですね。日本と中国は、要するに歴史的にも非常に近い。西ドイツと根本的

に違ふ条件が一つある。日本の場合には、西ドイツは対共産圏問題というものはきびしいものではない。海がありますから、それほどきびしいものではない。その他の点については、実は日本のはが西ドイツに比べればもっと輸出を拡大しなければならぬのです。西ドイツのほうは、最近の数字は少し落ちてきているといえ、ともかく輸出の幅なりあるいは外貨の準備なり、いろいろな点で日本よりはゆとりがあるとわれわれは思っております。そのほうが、日本の隣に中国に對して、それもいまの comun に関係があるとかないとか、部分的に議論があるでしょうけれども、そういう問題についてすら踏み切っておるといふ理論的な問題がある。そうすると、これは私はどう考へてみても、いろいろな経緯もあろうけれども、理論的にはこれは割り切れてしかるべきものではないか、残っておるのは、そうでないプラスアルファの問題が残っておる、こういうことになるのではないかと思うのですが、理論的にはどうでしょう。

○三木国務大臣 私、堀さんのように、西独はいま自由陣営で日本と同じような立場にあるから、西独がやったから日本もやたらどうかというものが理論的には思われない。その場合には、それはやはり理論ではないのです。やはり国家的な利益というものがそういう場合の判断になる。だから、もし理論として考えるならば、プラント輸出をする場合に延べ拂いを許さないということは、やはり世界の一つの慣行に反する、だからこの問題は、そういう面から、日本もいつかはこの問題に對して解決すべきである、それは私も一つの理論として認めます。しかし、西独と日本とを、これを理論の結びつけというふうには私はものを考えないのです。

○堀委員 私も結びつけては言つてないです。理論的には、西独は割り切れておると言うのです。西独のほうは理論的に非常に割り切れておる。日本のはうは、理論的に割り切れば、いまおっしゃる通りに、当然プラント輸出というの延べ拂い

なしにできるはずがないということですから、日本のいまのあり方は、プラント輸出をさせないということなんですよ。しかし、プラント輸出というものの持つておる外貨獲得なり貿易振興なり、そういういろいろな意味から見ますと、これは小さな難品の輸出に比べて非常にまともなものであるし、同時に現状では、日本の近代化された工業力が非常にそのために役に立つ競争力のある輸出品なんです。そう考へてくると、理論的には非常に割り切れておるものが、日本は割り切れないで、西独のほうだけが割り切れておるといふことになるのは、さっき大臣がおっしゃった国家的利益から見て、その点は問題があると私は思ふのです。国家的利益というものは、最近、何か外交面だけの問題に特に与党は非常に神経を使つておられるやうですけれども、私は、政治というのは大体経済の側面だと思ふのです。だから、やはり経済はやるものはやつて、そのあぐく政治的な問題が起きるものは、さらに政治的に調整をするなり、あるいは経済的に調整をするなりするのでない、政治のほうに先に出てしまつておる限り、経済の問題というものは全然発展しないと思ふのです。こ

こらは、やはり通産大臣として、特に経済担当の主要なる位置におられる以上、これは閣内においても、いまのような基本的なものの考へ方ですね、やはり経済は経済、政治は政治というかつこうで少し割り切つていかなければ、日本の国家的利益は将来的にマイナスになるおそれがあるのではないかと、私の立論の趣旨なんです。ですから、その点については、漫然と待つてではなくて、たとえば、向こう六カ月とか一年とか、どこかに一つ時限を限つてこの問題は検討されないと、ただずるずるこの形になって、西独諸国がその間に完全に地歩を占めてしまふならば、それからわれわれが手を上げたのではおそいのではないかと。特にプラント関係がどんどん入つていきますと、それに関連したものはみなそこにかれてしまふわけですよ。ともかく、製鉄プラントが一つ入れば、それに対して、圧延にしろ何にしろ関係

のあるものは、やはり最初に入つたものの関係のものを使つたほうが便利がいいということになりかねないとなるならば、こつちが手を上げたところは、計画はこうなつております、全部これは向こうとの関係で計画はこうなりましたというふうなことになる、まさに国家的利益は非常にそこなわれることになりまして、ことに、日本が今後経済を伸ばしていくためには、どうしても貿易を伸ばす以外に日本経済を国内的に伸ばすことはできないわけですね。これは国際収支が常に天井としてのしかかつておるわけですね。それについては、この間後進地域開発の問題についても触れましたけれども、それもさることながら、隣にはそんな手数をかけなくとも、ともかくも、売りますよといえ

ば、はい買いますよという人が横に待つておるのに、後進地域にこれから投資をし、それからソフトローン・ソフトローンも、ともかくこの間申し上げたような三分以下で二十五年なんというものが DAC で出ておる現在の段階に、そんなべらぼうな延べ拂いでなくてもいいものが横にあつて、そして日本の企業も売りたいものはあるのだというときに、ただそういう政治的な側面だけからチェックがかかつておるのは、まことに国家的利益にマイナスだと思ふのです。ちよつとしつこいようですが、その点もう一べん……

○三木国務大臣 それは経済的な側面に政治が從属せよという堀さんのお話ですけれども、なかなか政治、経済というものは分けられない。そんなに経済、貿易が伸びれば、それだけで政治はみんなあつていついていけることは非常にむづかしい。政治、経済というものの関係がむづかしい。だから、政府がやはりこの問題をいつかは解決せなければならぬ課題であるといふことは、私は私自身の確信である。これはいつまでもぐずぐず

らいつて、そうして未解決ではいけない。いづれの日か解決せなければいけない。その解決をする場合に、ただ買つてくれる人があるからすぐ売ればいいではないか、そうもいられない面がある。政府がいろいろな自主判断の場合には、いろいろ

な問題、国家的な利益を中心としていろいろな判断をしなければならぬでしょう。そういうのだから、ただ買つてくれる人があるから売ればいけないというふうには考へないで、やはりこの問題は、できるだけ政府自体としても解決せなければならぬ懸案の問題であるといふことは、私もそう思つていますが、西独がやつたからといって、そんなにあつてゐる必要はない。ある程度やはりじつくりーそれは中共だつて落ちついていまして、向こうはなかなか大國ですから、そうあつて、こつちは右から左へというふうには考へないで、もつとじつくり落ちていく日中関係の改善というものには考へるべき課題であつて、いまから衝動的に、西独から日本というふうには考へないで、これはもう外交の大問題ですから、日中問題はじつくり腰を落ちつけて改善を考へるべきだ、こう考へております。私は、これはうしろ向きにいま答へておるのではないのです。しかし、それくらいの問題ではなからうか、こう考へます。

○堀委員 私は、いまおっしゃる通りに、いつもでものんびんだらりとして待つておるものではないとおっしゃいますけれども、じゃ、何かきつかけがあればそういうことが起こるのでしょうか。これはいまのままでは何にもならないわけですね。よろしくございませう。ですから、どうなつたらそれではこの問題が解決するのか、あな

たの頭の中に描いておられる何かモーメントがあれば、十年もこのまゝになつてしまふかもしれない。何かモーメントが要るわけですね。このモーメントというのとは一体何でしょう。○三木国務大臣 それは流動していますから、こ

ります、いずれにしても、この問題はそんなに長期の問題ではない。アジアは動いておるから、案外変化が早くくるのではないか、こういうふう

○堀委員 最近、アメリカの上院の外交委員会ではいろいろな証人が出られて、これらの問題についての議論が出ております。私もずっと新聞の中でこれを読んでおりました。やはりアメリカの中でもかなり日本の対中国貿易について理解を示して、制限しようとしてもむだだという意見を述べておる証言もあるわけですね。私は、やはりさっきの綿製品協定の問題でもそう思いますし、この前の例の鋼管輸出についてのチェックの問題でもそう思うのですけれども、そういう点にどうも私は、日本のいわゆる国家的利益というものが、何かわけのわからない従属的な外交面といひますか、政治面といひますか、それほどはつきりして

ないもののために阻害をされておるような感じがしてしかたがないわけですね。だから、やはり私は、日本も現在は独立国なんですから、フランスほどにその栄光を求める必要もいはないと思ひますが、しかし、日本の場合は、まあ独立国らしいふるまいがもう少しあつてもいいのではないのか。私は、国民の中に何となく漂つておるのは、なぜ日本政府がこれほど対米従属の感じを常にしなければならぬのかという点の疑問が、これはわれわれ社会党だけでなく、一般の国民の中に相当あると思ひます。そこに私は、もう少し政府としてははじめをつけたかっこうでの処置がもうそろそろ必要な時期にきてゐるのではないかと、もう占領が終わつてから十年以上にならうとする現在でありますのに、いつまでも占領体制のしつぽのようなものが残つておるのではないかと、こう思ひますので、その点は非常に流動的ださうですから、流動的ならば、これは非常に早く解決する問題かもしれないけれども、ものの考え方として、私は、さつき経済と政治の問題に触れたのは、大蔵省とか通産省とかいうところは、これは政治の側面よりは、どつちかといつたら経済の側面でものを

考えるのが当然の役所だと思ふ。その主管大臣である三木さんが、まず経済的な側面からものを考へて、そうしてその問題についての調整なりその他は、これは外務大臣なり総理大臣が調整すればいいことであつて、もう少し私は通産大臣であるあなたからはより前向きな答弁が期待できると思つたのですが、ちよつときょうは残念なんですけれども、あなたも将来総理大臣の有力候補でもあるから、やはりその点、通産大臣として一歩国民の期待にこたへるような答弁がほしいと思ふのですけれども、どうでしょう。

○三木国務大臣 私は、堀さんの言うことはわかるんですよ。この問題はやはり将来解決をせなければならぬ。その早く解決するためには、その背景のアジア情勢といふものもつとやはり安定する必要があるでしょう。安定すれば、日中関係などに對しても、たとえばベトナムの平和的な解決といふものができれば、やはりいろいろな中共をめぐる国際情勢は私は変化がくると思つてゐます。流動的といふのはそればかりではありません。けれども、アジアはどこの地域よりも非常に流動的ですからね。だから、あまり日本が衝動的な外交はやらないほうがいい。そういうことで全般的に申し上げたのですが、通産大臣としては、イデオロギーのいかんにかかわらず貿易を拡大したい、そういうことでありますから、できるだけ早く解決をしたいといふことについては、私も同じような考えを持つてゐる。しかし、解決するのはやはり解決のタイミングがあるでしょうから、そういうことに對して、何も商売だけでいいといふわけにもいかない。やはりいろいろな政府の判断があることですから、ここではいろいろなコミットするようなことは申し上げられなかつたのですが、この問題は、やはりできるだけ政府が解決をせなければならぬ問題の一つだといふことに對しては異存はないです。また、堀さんのお話の中に、アメリカの干渉とかアメリカに気がねしてゐるのではないかといふことがあつたが、そうではないんですよ。私は、一月に佐藤総理と一緒にワ

シントンへ行つて、そうしてジョンソン大統領あるいはラスク長官にいろいろ話したのですが、日本の中共貿易に對して、これを非常に押さへていこうといふ考えではアメリカはないです。そういう点の干渉はない。日本がいろいろ自主的な判断をする場合は別として、アメリカの干渉といふことは、それはアメリカはしようとは考へてゐない。だから、共同声明の中にも、中共に對しての關係といふのは、アメリカと日本の違ひを両方並列したですからね。共同声明の中に、アメリカと日本とは違ひの点といふことをやはり世界に公表したわけですから、もしアメリカが干渉しようとするならば、これに對して抵抗したはずに違ひない。共同声明には抵抗しませんでした。そういう点で、アメリカが中共貿易を干渉して、そのため

にできなかったといふことは、實際は日本人の取越し苦勞ですよ。そういうことはいい。これは日本の自主的に判断をしていい課題であるといふことは、堀さんにも御理解を願つておきたいのでございませう。

○堀委員 ずっと押し問答になりますし、大臣の気持ちばかりわかりますけれども、ただし、どうも気持ちばかりでわかつただけでは、これは具体的にちつとも前進しないので、やはりもう少しわれわれのほうで何かイニシアチブがとれないのかどうかといふ点は、少し検討をしていただく必要があるのではないかと、こう思ひます。

大蔵大臣、実はいま通産大臣に入つていただきまして、ジャパー、ファスナーですね、チャックといひますか、これの対米の問題と、それから中国に對する延べ払いの問題をいまやっておるわけですね。いま延べ払いの話をしておりましたので、通産大臣がきつめて慎重で、私の期待したような答弁はいただけなかつたわけですが、ちよつとあわせて、午前中に話をしたもののなかを合めて、通産大臣にもお聞きを願つておきたいのは、大体、最近、世界各国は地域統合的な方向に非常に急速に動きつゝあるわけですね。ともかくもEECにしても、それからEFTAにしても、そ

れからラテンアメリカのLATAとか、各国にどんどんそういう地域的な統合の方向が進んできて、日本にいま残されておるのは、東南アジアを含めて中国といふこのアジアの問題こそ、日本がやはりいろいろな意味で考えなければならぬところにあるのではないかと、その中で、やはり市場としても大きいし、そして国家としても安定しておるし、何といつても中国といふのは非常に大きな市場なのであつて、これを度外視して、われわれは今後世界貿易の中で伸びていこうという考えはやはり問題がある、こう考へておるわけなので、そういう非常にグローバルな意味から見て、この問題はなかなかゆるがせにできない。どちらかといへば、EECの中からは地域の中へ入つてきてゐるわけですから、これはちよつとわれわれとしては、やはりよほど考えなければならぬ問題だといふ気がしてゐるわけですね。通産大臣は、西独がやつたからといつて衝動的には考へないとおしやるし、私も、何も衝動的に考へる必要はないのですが、そういうグローバルなもの

の見方からしてみても、これは重大な問題なんです。ですから、そのところは、ひとつ大蔵大臣もお聞きいただいておるうちに、何かアジアは非常に流動的だから、いつまでもこの状態ではなくて、いい時期がくれば延べ払いをやりたいといふ話ですけれども、何か抽象的で、てんで雲をつかむような話の感じがしてならないもので、それからその点、やはりいろいろな角度から考へておいていただかないとまずい問題ではないかと、こう思ひますので、その点をひとつ十分お考えおきをお願いしたいと思ひます。

それでは、通産大臣がさうでございます。大蔵省の事務当局にお伺ひをしますが、さつきちよつとここで申し上げましたジャパーの製品については、四セントをこえるものの場合にはアメリカは四〇%の関税、四セント以下ならば五〇%の関税といふ、きつめて高率な関税が設けられておりますが、一体諸外国で——私この間今度の関税定率表の中身をずっと調べてみましたけれども、日本

で五〇%以上の関税があるのはバナナですね。ほかに、砂糖が多少高率でありますけれども、あまり機械製品類ではそんな高率の関税をやっているものがないのですが、諸外国は一体どうでしょうね。先進諸国では四〇%、五〇%なんという関税はどのくらいあるのですか、ちょっと事務局にそれを聞きたい。

○谷川政府委員 諸外国の関税率の分布状況の比較を調べてみたわけですが、たとえば、アメリカ合衆国の場合におきましては、関税率四一%から五〇%のものが全体の五・六%、五一%以上のものが三%、イギリスは四一%から五〇%のものが一・五%ですね。これに比べて、日本の場合におきましては、四一%から五〇%のものが、品目数で申しますと〇・四%、日本の場合は極端な、まあバナナとか砂糖というものがございまして、品目の数からいいますと少ないという関係になっております。

○堀委員 そこで大臣、お聞きをいただきたいのは、この関税の問題というのは相対的でないければならないと思うのです。日本の場合には、かつて二〇%であったジャパーが一五%に現在なっております、それは日本のいまのそういうジャパー類が非常にダンピングを出しておるかという、これは実はそうではないわけですか。私、昨年富山の工場を調査してみまして、かつては人間の手で全部つくっておったジャパーが、いまは、そこでは一貫製品になって、片方から棉花を入れて、それが糸になり、テープになりまして、そして片一方のほうで原材料になる。片方からは銅の地金を入れて、この銅の地金がワイヤーになり、針金になり、そして薄くあれしてジャパーの金具になって、そしてそれを両方から入れると自動的にジャパーになって出てくる。まことに合理化が日本人の頭脳によって行なわれておる点で、私は非常にうらやましい企業だと思っております。世界的に誇り得る企業だと思っております。ですから、いまこのYKKはアメリカその他に工場をつくって、非常に関税障壁が高いために、日本から材料

を送って向こうで製品化をしておる、こういう段階にきておるようでありまして、それにしても、五〇%の関税とか四〇%の関税なんというものは、これはわれわれとしてはまことに関税としては適当でない。それが何と申しますか、非常に特殊なものならば別でありますけれども、これは日用品なんですね。ジャパーなんというものは日用品で、ダンピングなどということではなくて、合理化によっていいものが安くできておるという形になれば、こういう問題は、やはりもう少し関税上のいろいろな取り扱いをするときに、これは二国間の話し合いでもいいですけれども、もう少し何とかならないものだろうか。関税だけではなくて、通産大臣にもちょっと申し上げたのですけれども、もう一つの側面は、綿製品協定で押えられておるといふ、二重にワケをかけておるわけなんですけれども、こちらについて、関税上の取り扱いとしても、何かアメリカは五・六で日本は〇・四などというところは、さっきのバナナや砂糖なんというものは、これはもう関税障壁の問題ではなくて、お互いの農産物の問題としてあるわけですから、これは日本だけが例外的問題ではないと思っております。ですから、そうすると、よそは日本にいろいろな意味で自由化を迫ってきて、日本はばか正直に何でもかんでも自由化をしてみたり、関税を安くして、そして向こう側はそういう非常に高い保護関税を依然として残して日本品を締め出すようにしている。このあり方は、私はもう少し考えてみる必要があると思うのですが、大臣、この点いかがでしょうか。

○福田(越)国務大臣 わが国は七年間にわたって連合軍から占領をされておったわけですから、そういう関係で、交易上の条件は必ずしも平等でないところがあるようでありまして、そういうところを精力的に是正していかなければならぬ、こういうふうにいるわけでありまして、ただ、わが国としては、農作物を相当広範に保護する必要がある。申し上げるまでもないのですが、零細集約農法である。とてもそれは諸外国と競争できないのです。

その点が、私は、非常にグローバルの交渉ですから、日本とするとつらいところなんです。まあしかし、その農業の立場というものは守っていかねければならぬ、そういう基本方針のもとに、できる限り努力を尽くしていきたいと思っております。今後努力いたします。

○堀委員 日本は、いろいろなことをやる場合に、占領されてきた経過があるのか、報復的という表現はちょっと強過ぎますけれども、向こうが一方的にそうなら、こっちもこうしますということ、これはガットでも認められておる問題であって、もう少し何かそういう点では、関税問題その他の中でも、まあ、われわれが見てもこれは無理だと思ふものもだいぶんあると思ひます。たとえば、いまの日本の場合、私は、バナナとリンゴがそんなに競争するとも思わないのですけれども、やはり生産者の立場になれば競争すると思ひているのでしょうから、これはいけません。なんのと工業製品とは同列にいかないと思ひます。ですからこの問題は、もう少し関税上の交渉としても、工業製品同士の問題については、日本も過去にいわたような、いわゆるチープレー

の段階は越えておって、日本の商品に輸出競争力があるのは日本人の創意工夫がかなりこの中に入ってきておる。たとえば、カメラにしても、ソニーのテレビその他のものにしても、日本人の頭脳をいまや売っておると私は思っているわけ、そういうものに対して高い関税、いろんなそういうものの処置をされるという点は、私はやはりフェアでないような感じがするのです。今後の扱い方としては、やはりわれわれもOECDの一員にもなっておるのであるし、いろんなそういう広い場所でもう少し議論をしながら、そういう壁を取りはずしていくべきではないかと思ひます。大臣いかがでしょうか。

○福田(越)国務大臣 全く同感です。通産省の問題ですが、大蔵省もできる限りの協力をいたしてまいりたい、かように思ひます。

○堀委員 最後に、さっき輸銀の問題で通産大臣といろいろ議論をいたしました。私は、さっきお話をあつたように、五年以上の延べ払いについては、現在日本では輸銀を使う以外に手がないというのが実情だと思ひます。しかし、いまの対中国問題というのは、単にそういう形式的な輸銀問題ということではなくて、私は、取り扱い方として、内容的に少し検討してみ余地があるのではないかと。延べ払いは輸銀だけということも、私はやや問題があるのじゃないかと思ひます。ですから、さっきの通産大臣の答弁では、輸銀を使わないということは延べ払いを認めないのだ、ということ、プラントが輸出できないのだというようなことになったわけですが、私はそこで、輸銀を使わないでという表現をちょっとしたわけですが、これはいま輸銀でなしに、海外経済協力基金のようなものもあるわけですし、また、発想のいかんによつては、いまだうしても輸銀問題でこだわるならば、何かそれにかわる延べ払いの問題というものは考えられないものかどうか、ちょっとこの点をお伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○福田(越)国務大臣 延べ払いとしますと、輸銀というところになっておりますが、市中銀行だつて別に延べ払いができないというわけじゃない。ただ金利が高い。これに対して、特別にどこぞの国だから安くしたしましよというところは、なかなか困難なことじゃないかと思ひます。その利息の点だけが解決というか、話し合ひで、少し高くてもしょうがないのだというところになれば、これは市中銀行でもできないことじゃないですね。ほかに延べ払いを可能ならしめる金融手段というのはどうも見当たらないように思ひます。

○堀委員 ほかになければ、やはり話は輸銀に戻るといふことになりまして、それでけつこうであります。輸銀の問題として処置をしいいわけでありまして、関税法のいろいろな問題をずっと見ておきますと、私は、この関税というものは、要するに、通商問題の何か締めくくりにたいなところにあるのであつて、これが主要なテーマでな

いような気がしてしょうがないのです。これはやはりずっと調べておると、通商問題、貿易問題が主、題なんですね。そうして、その副題といいますか、うしろ側についておる問題として関税の問題があるというようになっておると思いますから、いまのように通商上の問題として、ジッパリーのようなもの場合には関税もかなり一役買っておることにもなりますけれども、しかし、その裏には、そうでない通商上の区別といえますか、そういうもののほうに比重がかかっておるように思いますから、単にこのことだけで処置ができない問題が多いと思います。けれども、やはり私は、経済問題というのはもう少し国家的利益といえますか、そういうものを中心しながら問題を進めるといふことで、今後関税問題については、やはりいろいろ朝から申し上げた差別の問題、それから自主規制なる名前によるところの締め出しのあり方、あるいはライセンスの問題とか、いろいろな形で日本は実は非常に通商上不利な状態にいま置かれておると思いますし、その反面、欧米諸国のほうは、資本の自由化をしるとか、自由化品目をふやせとか、向こうのほうとしては都合のいいことを幾らでも言うわけでございますから、そこら辺については、国家的利益を踏まえて、もう少しき然たる態度で処置してもらいたいということを私は要望いたします。私の質問を終わります。

○三池委員長 次回は、明二十三日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十六分散会